

第3次横芝光町男女共同参画計画

2024(令和6)年度～2028(令和10)年度

2024(令和6)年3月

横芝光町

はじめに

近年、人口減少や少子高齢化の進展、新型コロナウイルス感染症による影響、デジタル技術の急速な普及など、社会は大きく変化しています。このような中、豊かで活力あるまちを実現するためには、多様性を認めあい、一人ひとりが個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指していくことが重要になります。



町では、2009(平成21)年1月に横芝光町男女共同参画計画を策定し、その後、2019(平成31)年3月の第2次計画策定により、人権が尊重される男女共同参画社会のための環境づくりや男女がともに活躍できる社会づくり、健やかに安心して暮らせるまちづくりを進めてまいりました。

この度、「第2次横芝光町男女共同参画計画」の計画期間が終了することから、町民の皆様や町内事業者の皆様の意識調査を行いそこから得られた地域の現状と課題を踏まえ、なお一層の男女共同参画を推進するため「第3次横芝光町男女共同参画計画」を策定いたしました。

男女共同参画社会は、町の取組だけで実現するものではなく、町民、町内事業所・各種団体の皆様との連携と協働のもと、本計画を推進することが必須であると考えております。

つきましては、本計画の趣旨をご理解いただき、男女共同参画社会の実現に向け、ともに推進くださるようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり、熱心にご議論いただきました横芝光町男女共同参画推進会議委員の皆様をはじめ、意識調査等を通じ貴重なご意見をいただきました町民の皆様、町内事業者の皆様にご心から感謝申し上げます。

2024年3月

横芝光町長 佐藤 晴彦

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 男女共同参画に関する国内外の動向	2
(1) 国際的な動向	2
(2) 日本の動向	3
(3) 千葉県の動向	5
3. SDGsとの関連	6
第2章 横芝光町の現状	7
1. 各種データから見る町の状況	7
(1) 人口動態	7
(2) 世帯の状況	9
(3) 婚姻や出生の状況	11
(4) 就業の状況	13
(5) 女性参画に関する状況	16
2. アンケート調査からみる町の現状	17
(1) 町民意識調査	18
(2) 町内企業実態調査	24
(3) 職員意識調査	26
3. ヒアリング調査からみる町の現状	27
4. 前計画（第2次計画）の評価と課題	29
(1) 進捗状況の総括	29
(2) 指標の達成状況	34
5. 本町の男女共同参画をめぐる主な課題と方向	40
(1) 男女共同参画の幅広い意識啓発・情報発信	40
(2) あらゆる暴力の根絶と連携による支援体制の充実	40
(3) 政策・方針決定過程への一層の女性の参画促進	40
(4) 男性の家事・育児等への参画促進と女性が活躍できる環境づくりによる ワーク・ライフ・バランスの実現	40
(5) あらゆる人が安心して暮らし続けられる男女共同参画の基盤づくり	41

第3章 計画の基本的な考え方	42
1. 基本理念	42
2. 計画の性格	43
3. 計画の期間	43
4. 基本目標	44
5. 重点施策	45
6. 施策の体系	46
第4章 計画の内容	47
基本目標Ⅰ 男女共同参画社会とジェンダー平等を実現するための環境づくり	47
基本方針1 性別役割分担意識や無意識の思い込みの解消	48
基本方針2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実	49
基本目標Ⅱ あらゆる分野において男女がともに活躍できる社会づくり	51
基本方針3 政策・方針決定過程への女性の参画促進	53
基本方針4 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現	54
基本方針5 あらゆる分野での男女共同参画・女性活躍の推進	57
基本目標Ⅲ 一人ひとりの人権が尊重され、安全・安心に暮らせるまちづくり	59
基本方針6 あらゆる暴力の根絶と人権の尊重	62
基本方針7 防災分野における男女共同参画の推進	65
基本方針8 生涯を通じた健康づくりに向けた支援	66
基本方針9 誰もが安心していきいきと暮らせる環境の整備	68
基本目標Ⅳ 計画の推進	70
基本方針10 推進体制の充実	71
資料	73
1. 第3次横芝光町男女共同参画計画の策定経過	73
2. 横芝光町男女共同参画計画推進会議委員名簿	74
3. 用語解説	75
4. 関係法令	77
5. 横芝光町附属機関に関する条例	103
6. 横芝光町男女共同参画計画検討委員会要綱	105

※計画の本文中で「*」を付与した単語は、資料に用語解説を掲載しています。なお、「*」は、計画の本文中に最初に記載されている単語にのみ付けています。

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

本町では、「男女共同参画社会基本法」に基づき、2009（平成 21）年 1 月に「横芝光町男女共同参画計画」、2019（平成 31）年 3 月に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく市町村基本計画と女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく市町村推進計画を一体的に策定した「第 2 次横芝光町男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画社会^{*1}の実現を目指しさまざまな取組を行ってきました。

人口減少社会の到来やこれに伴う社会の変化、そして、近年の異常気象による安全・安心に対する意識の高まりなど、本町を取り巻く情勢が大きく変化している中、豊かで活力あるまちを持続していくためには、男女がともに支え合い、社会のあらゆる分野において、それぞれの個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を実現することが、ますます重要になっています。

また、2020（令和 2）年からの新型コロナウイルス感染症の拡大は、配偶者等からの暴力（DV）の増加・深刻化の懸念、雇用・所得への影響など、特に女性に対して大きな影響をもたらしたと言われてしています。

こうした状況を踏まえ、前計画の計画期間終了に伴い、これまでの取組を検証し、「もはや昭和ではない」（内閣府「令和 4 年版男女共同参画白書」より）令和の時代にふさわしい男女共同参画社会実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するため、「第 3 次横芝光町男女共同参画計画」を策定しました。

2. 男女共同参画に関する国内外の動向

(1) 国際的な動向

国際社会においては、国連を中心に、男女平等・男女共同参画の実現に向けた取組が進められてきました。国連では1975（昭和50）年を「国際婦人年」、それに続く10年を「国連婦人の10年」と定め、1979（昭和54）年に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女子差別撤廃条約）を採択すると、性に基づく差別の撤廃と女性の地位向上に向けた世界的な取組は大きく前進しました。

【近年の動向】

◆SDGsによる「ジェンダー平等*2」の推進

2015（平成27）年に国連サミットにおいて「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、17のゴールと169のターゲットからなる「持続可能な開発目標（SDGs）」が掲げられました。そのひとつのゴール5には「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る」という目標が示されています。

◆世界経済フォーラムによる「ジェンダー・ギャップ指数*3」の公表

2023（令和5）年6月、世界経済フォーラム（World Economic Forum：WEF）が世界各国の男女平等の度合いを数値化した「ジェンダー・ギャップ指数」を公表しました。

「経済」「教育」「健康」「政治」の4つの分野のデータからなる指数ですが、日本は国別のランキングで対象146カ国中125位と、前年の116位から9つランクを下げ、先進国の中で最低レベル、2006（平成18）年の調査開始以来過去最低の結果となっています。

日本は、「教育」と「健康」は、世界トップレベルである一方で、「経済」及び「政治」における順位が低い評価となっています。

(2) 日本の動向

わが国では、1975（昭和 50）年の「国際婦人年」を契機に、男女平等に関する法律や制度の整備が進み、1999（平成 11）年に「男女共同参画社会基本法」が制定され、男性も女性も個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現を目指してきました。

また、「男女共同参画社会基本法」の基本理念を実行に移すための法定計画として、「男女共同参画基本計画」が策定され、現在までに第5次の計画を策定しています。

「男女共同参画社会基本法」の施行に前後して「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（男女雇用機会均等法）や「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（育児・介護休業法）などの改正が行われました。

以降、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）など、社会情勢の変化やニーズの多様化に合わせた法整備や法改正を重ねています。

【近年の動向】

◆「第5次男女共同参画基本計画」の策定

新型コロナウイルス感染症拡大による女性への影響、人口減少やデジタル化社会への対応、女性への暴力根絶、女性の視点からの防災、ジェンダー平等など世界的な潮流などの社会情勢の変化や課題に対応するため、2020（令和2）年に「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」が策定され、「2020年代の可能な限り早期に」指導的地位に女性が占める割合を30%程度にするという目標が掲げられています。

◆男性の育児休業取得の促進に向けた「育児・介護休業法」の改正

男性の育児休業取得率は、2020（令和2）年に初めて1割を超え12.65%となり、2021（令和3）年は13.97%まで上昇しています。しかし、2025（令和7）年までに30%という国の目標までは開きがあります。

男性の育児休業取得を促進するため、「産後パパ育休（出生時育児休業）」の創設を含む、改正育児・介護休業法が2022（令和4）年4月から段階的に施行されています。

◆男女の賃金格差の見える化に向けた「女性活躍推進法」の省令・告示の改正

2022（令和4）年7月、女性活躍推進法の省令・告示が改正・施行され、従業員301人以上の大企業に対し、女性の活躍に関して公開すべき情報として「男女の賃金の差異」の把握・公表が義務化されました。

◆「LGBT理解増進法*4」の成立・施行

性的少数者に対する理解を広めるための「LGBT理解増進法」が2023（令和5）年6月に国会で成立・施行されました。正式名称は「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」であり、性的指向や性自認の多様性に寛容な社会の実現に向けて、基本理念を定めるもので、国・地方公共団体は理解増進施策の策定・実施に努めるものとされています。

◆「DV防止法」の改正

2023（令和5）年5月、DV防止法が改正され、2024（令和6）年4月より施行されます。今回の改正の主な内容は、DV被害に「自由、名誉、財産に対する脅迫」を追加し、救済する対象を身体的暴力だけでなく、精神的暴力にも拡大され、被害者に近づくことなどを禁止する「保護命令」の対象が拡大されたこと、国が定める基本方針及び都道府県が定める基本的な計画に、被害者の自立支援のための施策や国・地方公共団体・民間の団体の連携・協力について記載すること等となっています。

◆「困難女性支援法*5」の成立

困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進する「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が成立し、2024（令和6）年4月より施行されます。対象は、年齢、障害の有無、国籍等を問わず、性被害や家庭の状況等のさまざまな事情により日常生活や社会生活を送る上で困難な問題を抱える女性やそのおそれのある女性となっています。国は基本方針を、都道府県は都道府県基本計画を策定しなければならないものとされ、市町村は市町村基本計画の策定に努めるものとされています。

(3) 千葉県の動向

千葉県においては、2001（平成13）年3月に、男女共同参画社会基本法に基づく初めての法定計画である「千葉県男女共同参画計画」を策定し、以降、時代に応じた見直しを行いながら、2021（令和3）年3月新たに「第5次千葉県男女共同参画計画」が策定されました。

【近年の動向】

◆「第5次千葉県男女共同参画計画」の策定

2021（令和3）年3月、男女がともに認め合い、支え合い、元気な千葉の実現を目指すことを目標に、「あらゆる分野で男女がともに活躍できる環境づくり」「安全・安心に暮らせる社会づくり」「男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり」の3つの基本目標を設定した「第5次千葉県男女共同参画計画」が策定されました。

◆「千葉県DV防止・被害者支援基本計画（第5次）」の策定

2022（令和4）年3月、重大な人権侵害となるDVをしない、させない社会の実現を目指すとともに、社会が一丸となって、被害者の立場に立ち、安全の確保と自立に向けた支援を行うことを目指し、「DVを許さない社会に向けた啓発・教育の推進」をはじめ6つの基本目標を掲げる「千葉県DV防止・被害者支援基本計画（第5次）」が策定されました。この中で、基本目標のひとつに「市町村におけるDV対策の促進」を掲げ、市町村と連携したDV対策の促進を図るとしています。

◆「千葉県多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の推進に関する条例」の制定

2024（令和6）年1月、年齢、性別、障害の有無、国籍及び文化的背景、性的指向及び性自認その他のさまざまな違いに関わらず、多様性が尊重され、誰もが活躍できる千葉県づくりを進めるため、「千葉県多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の推進に関する条例」が施行されました。条例の中で、県の責務としてあらゆる分野における施策を実施することや市町村との連携、県民等の理解を深めるために広報活動を行うことなどを定めています。

3. SDGsとの関連

- SDGsとは、Sustainable Development Goalsの略であり、2015(平成27)年9月に開催された国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030(令和12)年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

SDGsには、17のゴールの下に169のターゲットが設定されており、解決すべき課題は多岐にわたっています。

- ゴール5として「ジェンダー平等を実現しよう」を掲げるなど、独立したゴールとしてもすべての女性と男性が対等に権利・機会・責任を分かち合える社会をつくることを目指しています。
- 本町では、第2次横芝光町総合計画において、SDGsの視点を取り入れながら施策の推進を行っています。そのため、本プランにおいても、SDGsの視点を活かした男女共同参画・ジェンダー平等の取組を推進します。

SDGsのアイコン



第2章 横芝光町の現状

1. 各種データから見る町の状況

(1) 人口動態

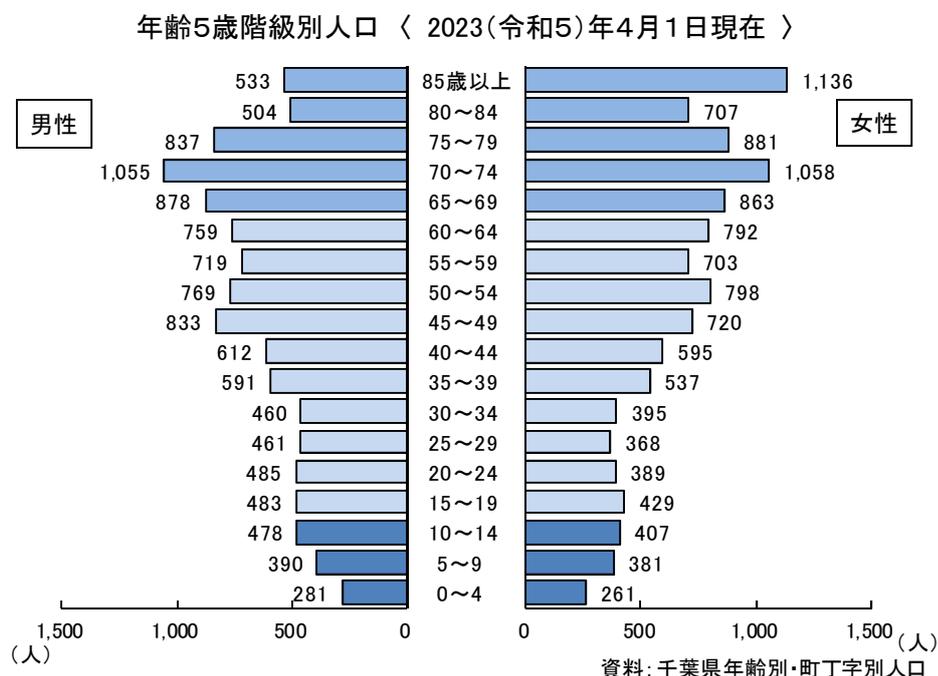
① 総人口の推移

本町の人口は、2023（令和5）年4月1日現在 22,548 人であり、この10年間一貫して減少が続いています。

年齢3区分別人口については、2022（令和4）年以降、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）、高齢者人口（65歳以上）のすべてにおいて減少となっています。



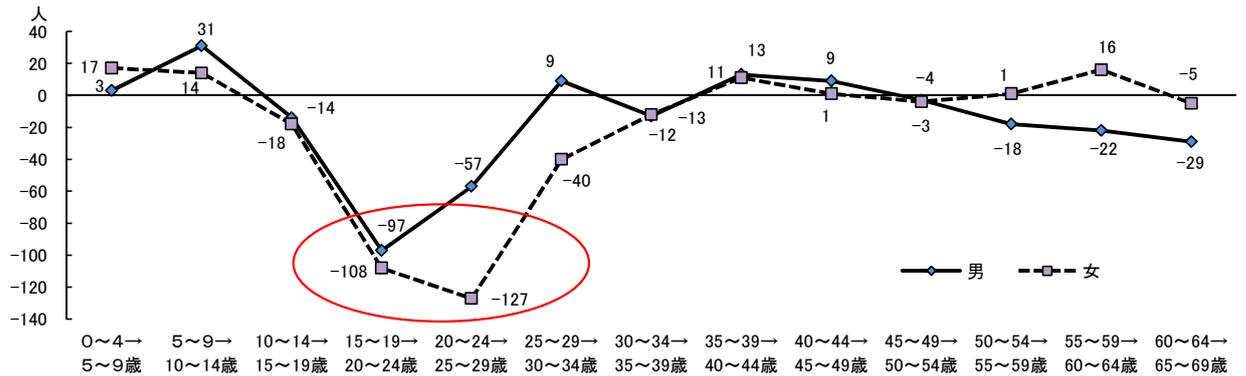
本町の年齢5歳階級別人口をみると、女性は85歳以上、男女ともに65～79歳人口が多くなっています。



② 性別・年齢5歳階級別の人口移動の状況

2018(平成30)年と2023(令和5)年の年齢5歳階級別人口を比較し、ライフサイクルごとの人口の流動をみると、男女ともに15～19歳から20～24歳と20～24歳から25～29歳の移行期に大きく減少しています。特に女性は、男性の1.5倍近い減少となっています。

性別・年齢5歳階級別人口の推移 〈 2018(平成30)年→2023(令和5)年 〉



資料：千葉県年齢別・町丁字別人口(各年4月1日現在)

(2) 世帯の状況

① 世帯構成

一般世帯を家族類型別にみると、本町では千葉県に比べ、「核家族以外世帯」の割合が高く、単独世帯の割合が低くなっています。

ただし、一般世帯の構成比を経年で比較すると、3世代世帯を含む「核家族以外の世帯」は徐々に減少し、「単独世帯」の比率が増加しています。

一般世帯の推移と校正

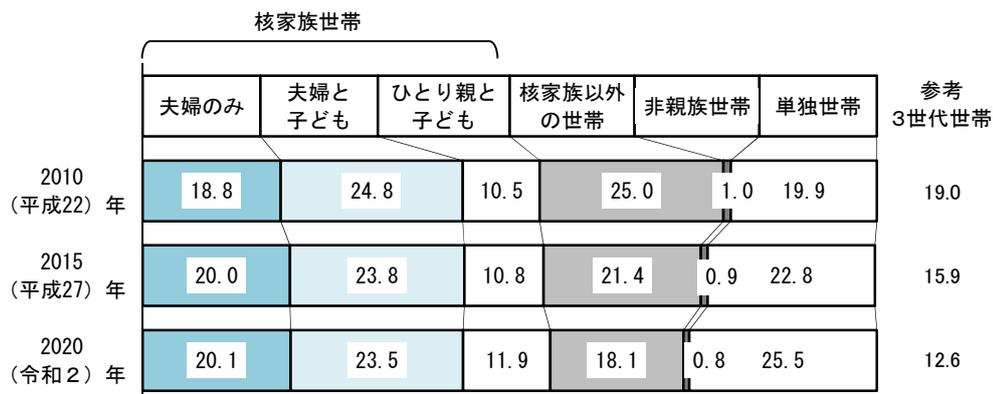
単位：世帯、%

区 分	横芝光町						県
	2010(平成22)年		2015(平成27)年		2020(令和2)年		2020(令和2)年
	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	構成比
核家族世帯	4,475	54.1	4,601	54.6	4,590	55.5	56.8
夫婦のみ	1,552	18.8	1,687	20.0	1,664	20.1	20.7
夫婦と子ども	2,054	24.8	2,001	23.8	1,941	23.5	27.3
ひとり親と子ども	869	10.5	913	10.8	985	11.9	8.8
男親と子ども	142	1.7	166	2.0	187	2.3	1.4
女親と子ども	727	8.8	747	8.9	798	9.7	7.4
核家族以外の世帯	2,068	25.0	1,805	21.4	1,496	18.1	5.7
非親族を含む世帯	85	1.0	77	0.9	66	0.8	1.0
単独世帯	1,643	19.9	1,920	22.8	2,111	25.5	36.3
合 計	8,272	100.0	8,423	100.0	8,263	100.0	100.0

(注)一般世帯とは、病院、寮などの施設を除いた世帯

資料：国勢調査

一般世帯の構成比(経年比較)



資料：国勢調査

② 高齢世帯の状況

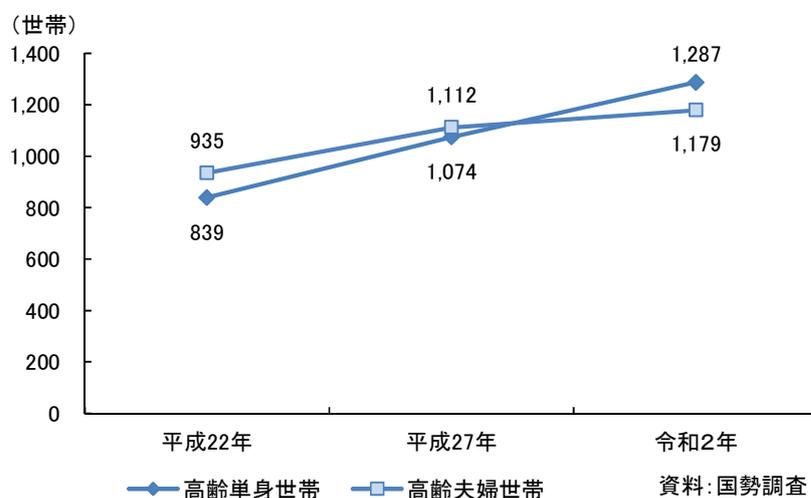
高齢単身世帯は増加、高齢夫婦世帯は増加・横ばい傾向にあります。両者の合計数は一般世帯数全体の約3割であり、増加しています。

高齢世帯の推移 単位: 世帯、%

	高齢単身世帯	高齢夫婦世帯	合計	割合
2010(平成22)年	839	935	1,774	21.4
2015(平成27)年	1,074	1,112	2,186	26.0
2020(令和2)年	1,287	1,179	2,466	29.8

資料: 国勢調査

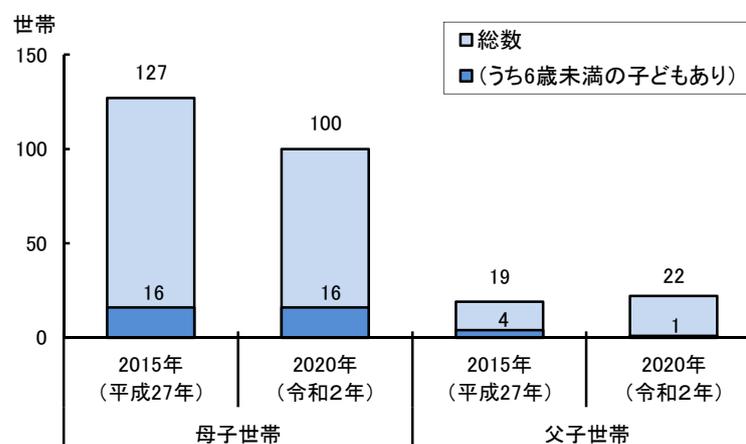
高齢世帯の推移



③ ひとり親世帯の状況

母子世帯数は減少、父子世帯数は横ばい傾向にありますが、母子世帯数は父子世帯数を大きく上回ります。また、6歳未満の子どもがいる世帯は母子世帯が多くなっています。

母子世帯数・父子世帯数の推移



資料: 国勢調査

(注) 母子世帯及び父子世帯は、核家族世帯のうち未婚、死別又は離別の女親又は男親とその未婚の20歳未満の子供のみからなる一般世帯を指す。

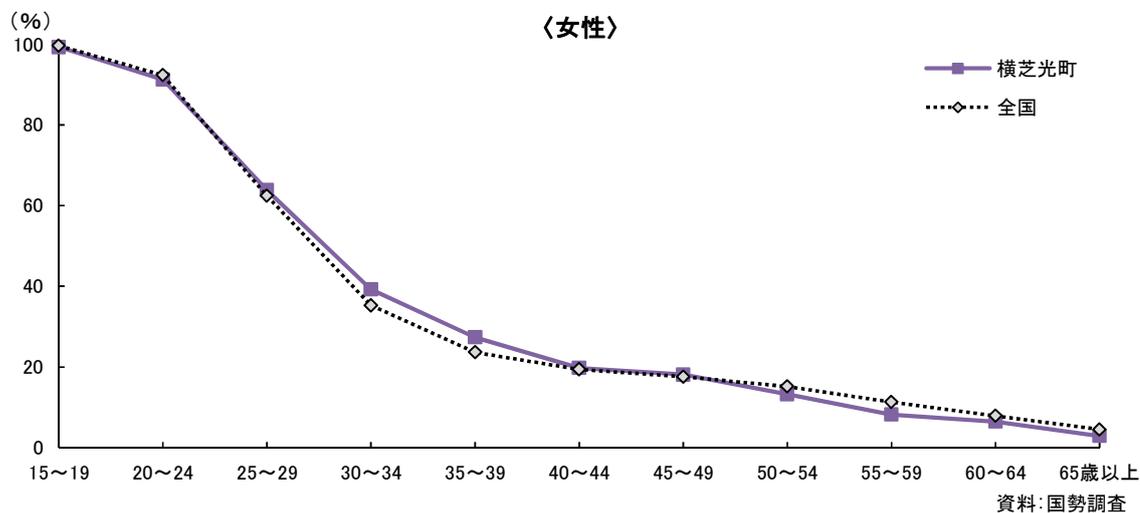
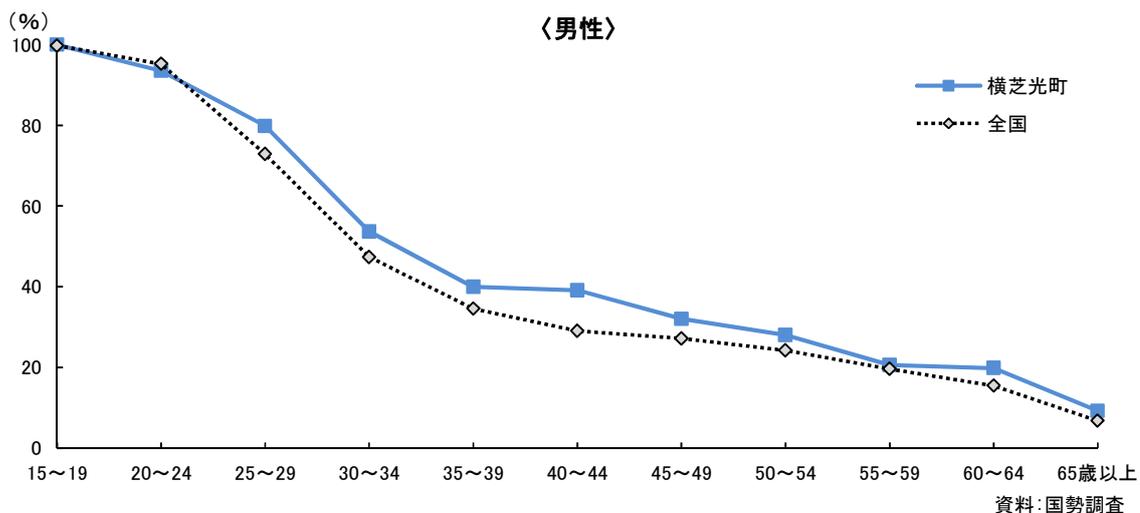
(3) 婚姻や出生の状況

① 未婚率の推移

年齢5歳階級別の未婚率は、女性に比べ男性で高くなっています。

全国と比較すると、女性は概ね全国と同水準となっていますが、男性は25歳以上の年代でいずれも全国の未婚率を上回っています。

年齢5歳階級別の未婚率（全国との比較）

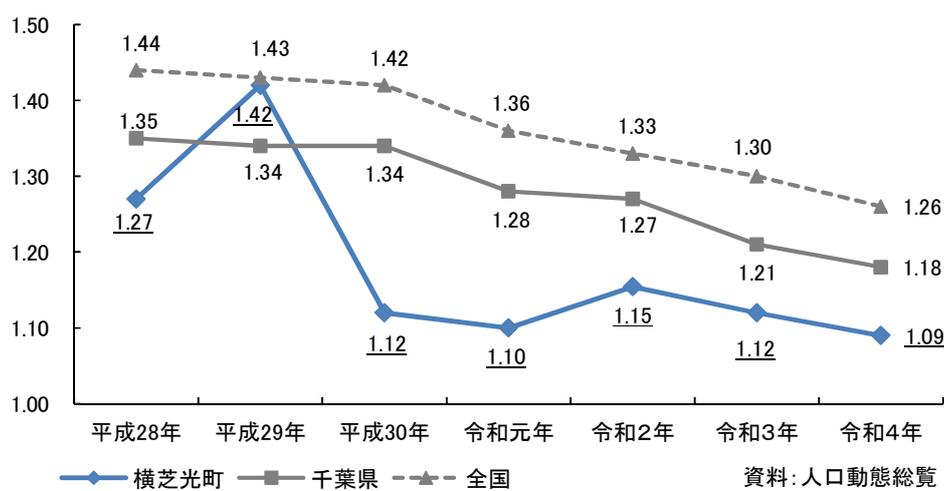


② 合計特殊出生率と出生数の推移

合計特殊出生率と出生数の推移をみると、本町は2017（平成29）年を除き、全国、千葉県の値を下回って推移しています。2018（平成30）年以降、上下を繰り返していますが、2022（令和4）年は合計特殊出生率が1.09、出生数が88人となっています。

全国・千葉県ともに合計特殊出生率と出生数ともに低下・減少し、少子化が進行しています。

合計特殊出生率の推移



出生数の推移

単位：人

年	横芝光町	千葉県	全国
2016(平成28)年	134	45,389	977,242
2017(平成29)年	145	44,055	946,146
2018(平成30)年	110	43,404	918,400
2019(令和元)年	101	40,799	865,239
2020(令和2)年	104	40,168	840,835
2021(令和3)年	97	38,426	811,622
2022(令和4)年	88	36,966	770,759

資料：人口動態総覧

(4) 就業の状況

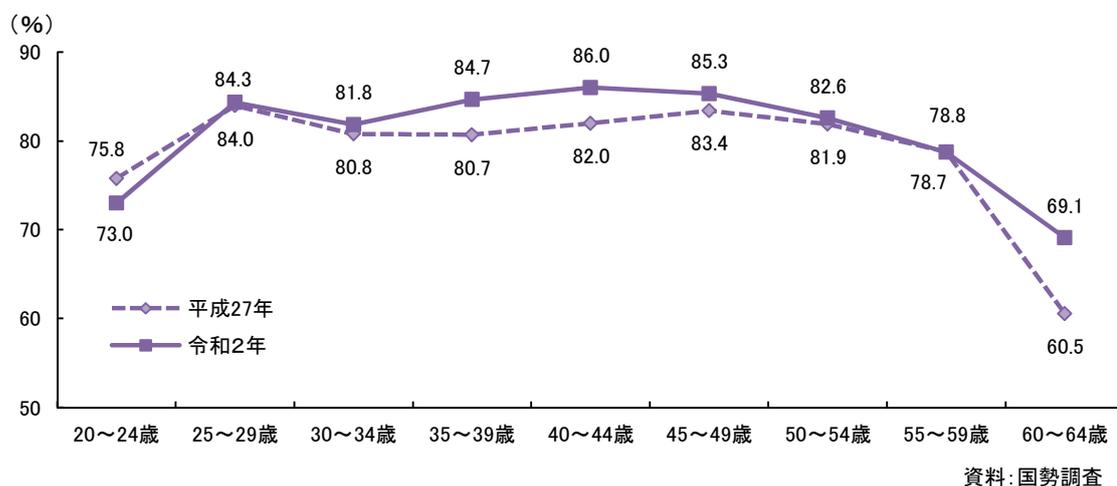
① 女性の労働力率

女性の労働力率を年齢階級別にみると、20歳代前半を除き、いずれの年齢階級でも2015（平成27）年に比べ労働力率が上昇しています。

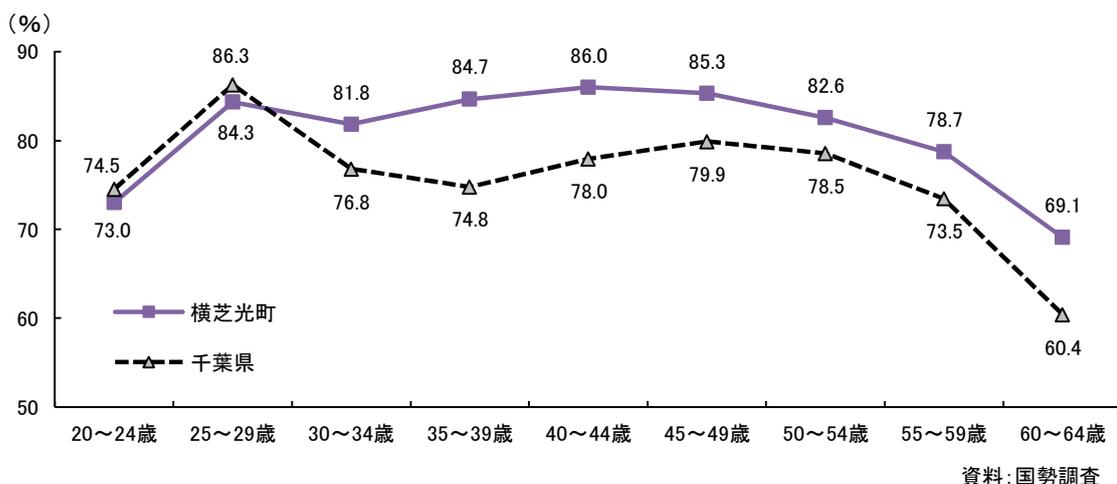
一般的に女性の労働力率は、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆる「M字カーブ*6」を描くことが知られていますが、本町ではM字の谷がほとんど見られません。

本町では、20歳代で千葉県をわずかに下回りますが、他のいずれの年齢階級でも県の労働力率を大きく上回ります。

女性の年齢階級別労働力率（経年比較）

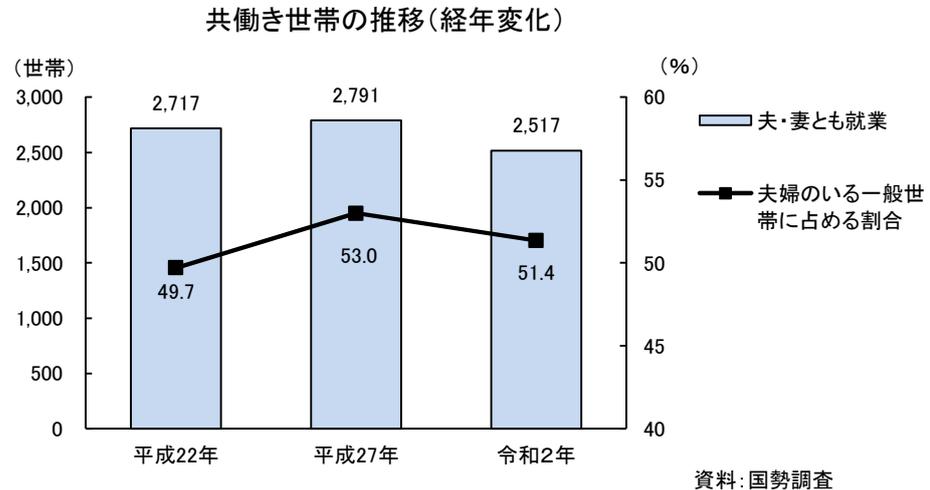


女性の年齢階級別労働力率（千葉県との比較 2020(令和2)年）



② 共働きの状況

共働き世帯数は、2015（平成27）年をピークにやや減少していますが、夫婦のいる一般世帯に占める割合は、2020（令和2）年51.4%であり、半数以上が共働き世帯であることが分かります。

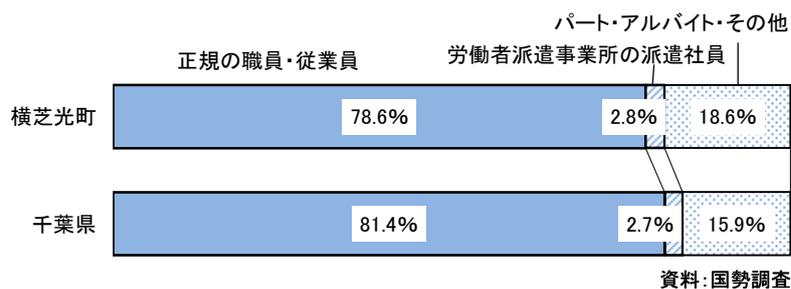


③ 雇用形態

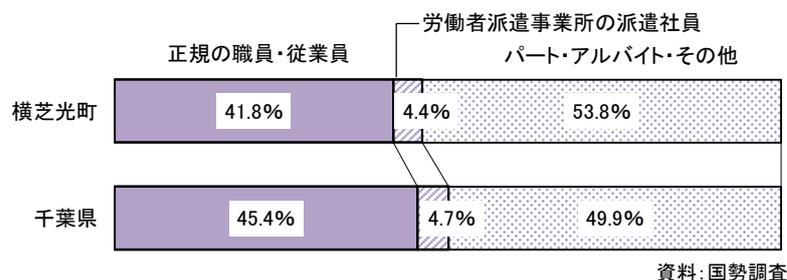
雇用形態を性別で見ると、「正規の職員・従業員」の割合は女性41.8%に対し、男性78.6%と大きな差が見られます。

また、本町では千葉県よりも、女性の非正規雇用（「パート・アルバイト・その他」及び「労働者派遣事務所の派遣社員」）の割合が高くなっています。

男性の雇用形態の内訳（千葉県との比較 2022（令和2）年）



女性の雇用形態の内訳（千葉県との比較 2022（令和2）年）

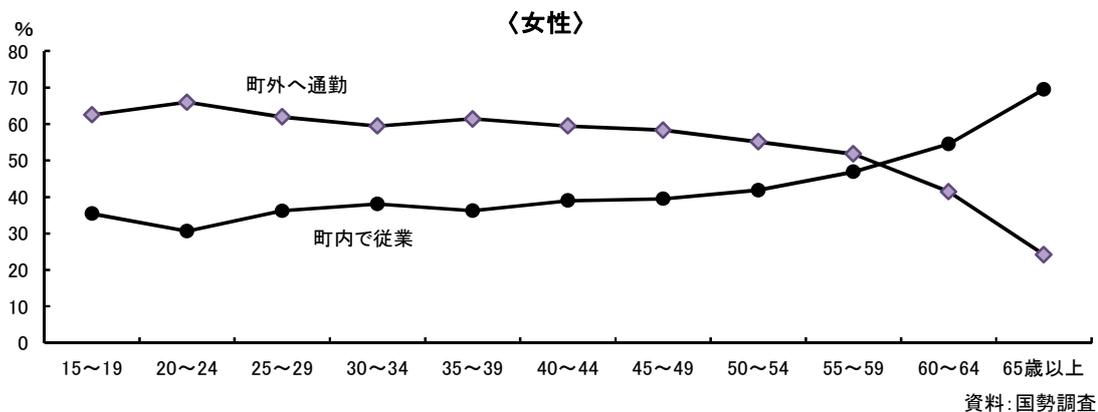
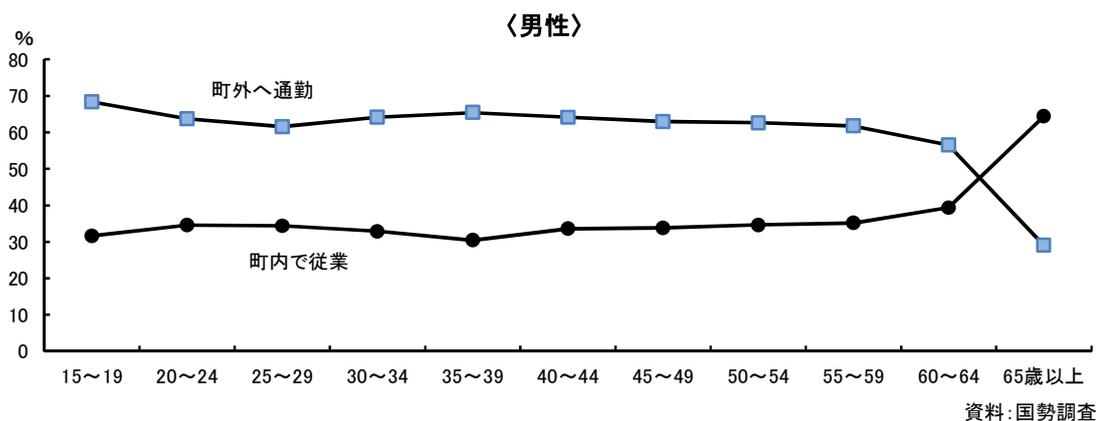


④ 町内・町外従業割合

横芝光町に常住する就業者の年齢階級別町外通勤・町内従業割合をみると、男性は65歳以上、女性は60歳以上を除きいずれの年齢階級でも「町外へ通勤」の割合が高くなっています。

男女ともに高年齢層で「町内で従業」の割合が高まっています。

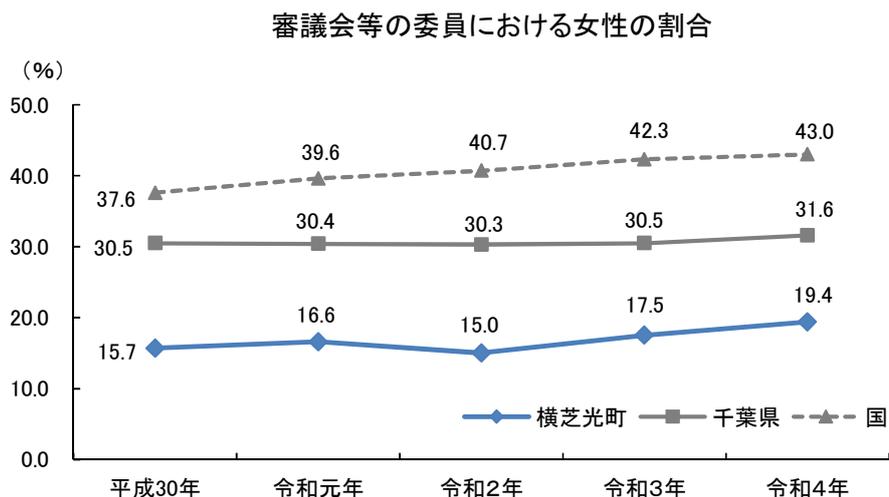
横芝光町に常住する就業者の年齢階級別町外・町内従業割合(令和2年)



(5) 女性参画に関する状況

① 審議会等における女性委員の割合

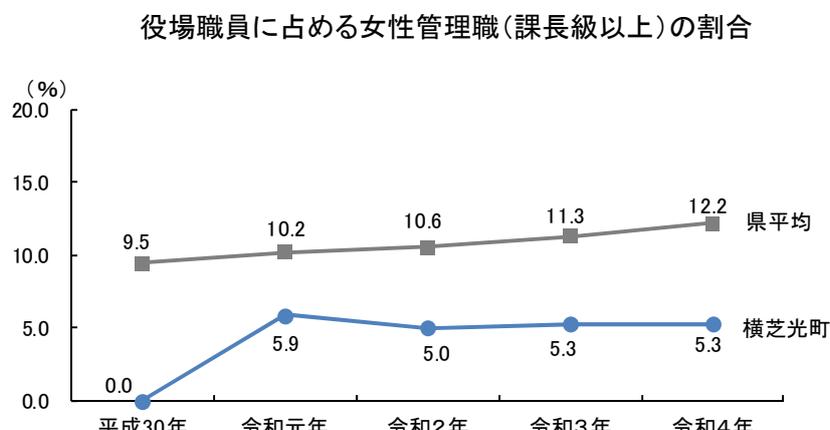
審議会等の委員における女性の割合の推移をみると、2021（令和3）年以降、徐々に増加し2022（令和4）年19.4%となっています。増加傾向にはあるものの、全国や千葉県と比較するとまだ低い状況となっています。



資料：国「国の審議会等における女性委員の参画状況調べ」
 県・町「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

② 役場における女性管理職の登用状況

役場（行政職）における女性管理職の登用状況をみると、課長級以上の割合は、2018（平成30）年0%でしたが、2019（令和元）年以降5%台で推移しています。2022（令和4）年は5.3%であり、依然として県平均を下回る状況となっています。



資料：県・町 内閣府「地方公共団体における男女共同参画の形成又は女性に関する施策の推進状況」(各年4月1日現在)

※課長級以上＝部局長相当職＋次長相当職＋課長相当職

2. アンケート調査からみる町の現状

本計画の策定に向け、また、今後の男女共同参画に関する取組の重要な基礎資料とするため、町民及び事業所、職員を対象としたアンケート調査を実施しました。

調査の概要

項目	①町民意識調査	②町内企業実態調査	③職員意識調査
ア. 調査地域	横芝光町全域		横芝光町役場
イ. 調査対象	横芝光町在住の16歳以上の男女2,000名	横芝光町内事業所	全職員217名 (病院職員及び会計年度職員を除く)
ウ. 抽出方法	住民基本台帳より無作為抽出	町内事業所より176社を無作為抽出(従業員数5名以上)	
エ. 調査方法	郵送配付・郵送回収	郵送配付・郵送回収	インターネットによる配布・回収
オ. 調査期間	2022(令和4)年11月	2022(令和4)年7月	2022(令和4)年12月
カ. 回収数(率)	723件(36.2%)	60件(34.1%)	135件(62.2%)

調査項目

①町民意識調査	②町内企業実態調査	③職員意識調査
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 男女の平等感について ▶ 家庭生活について ▶ 地域活動について ▶ 職場について ▶ 仕事と生活の調和について ▶ DVについて ▶ 女性の活躍推進について ▶ 少子高齢化について ▶ 男女共同参画社会実現のために必要なことについて 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 事業所について ▶ 女性の活躍推進・管理職登用について ▶ 育児休業とワーク・ライフ・バランス*7について ▶ 外国人材について 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 男女の平等感について ▶ 職場について ▶ 男女共同参画社会実現のために必要なことについて

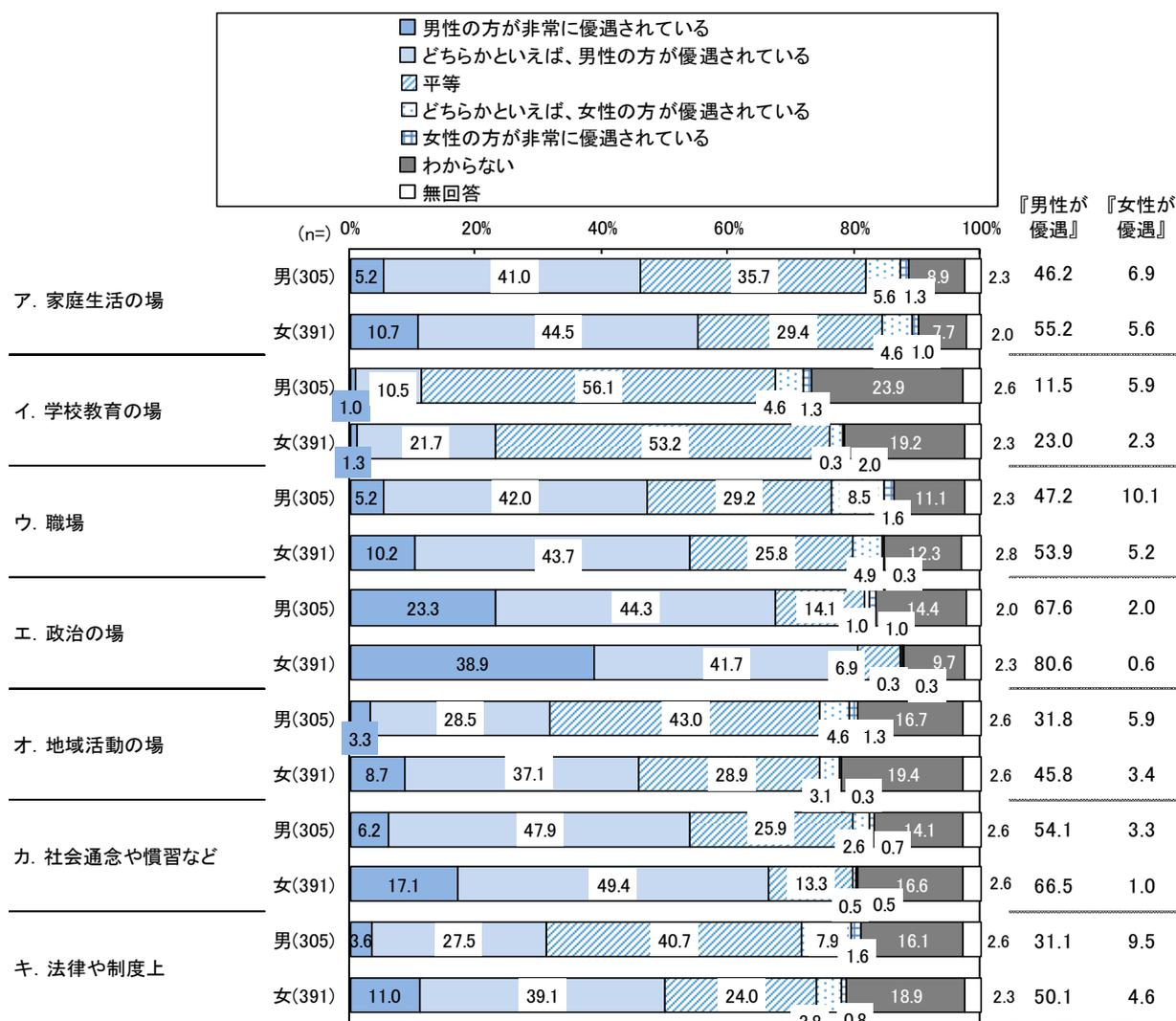
(1) 町民意識調査

① 各分野における男女の地位の平等

各分野での男女の地位の平等について、『男性が優遇』との回答は、いずれの項目も女性が男性を上回ります。性別で回答に最も差があるのは<法律や制度上>であり、『男性が優遇』は女性が50.1%、男性が31.1%と19ポイントの差があります。

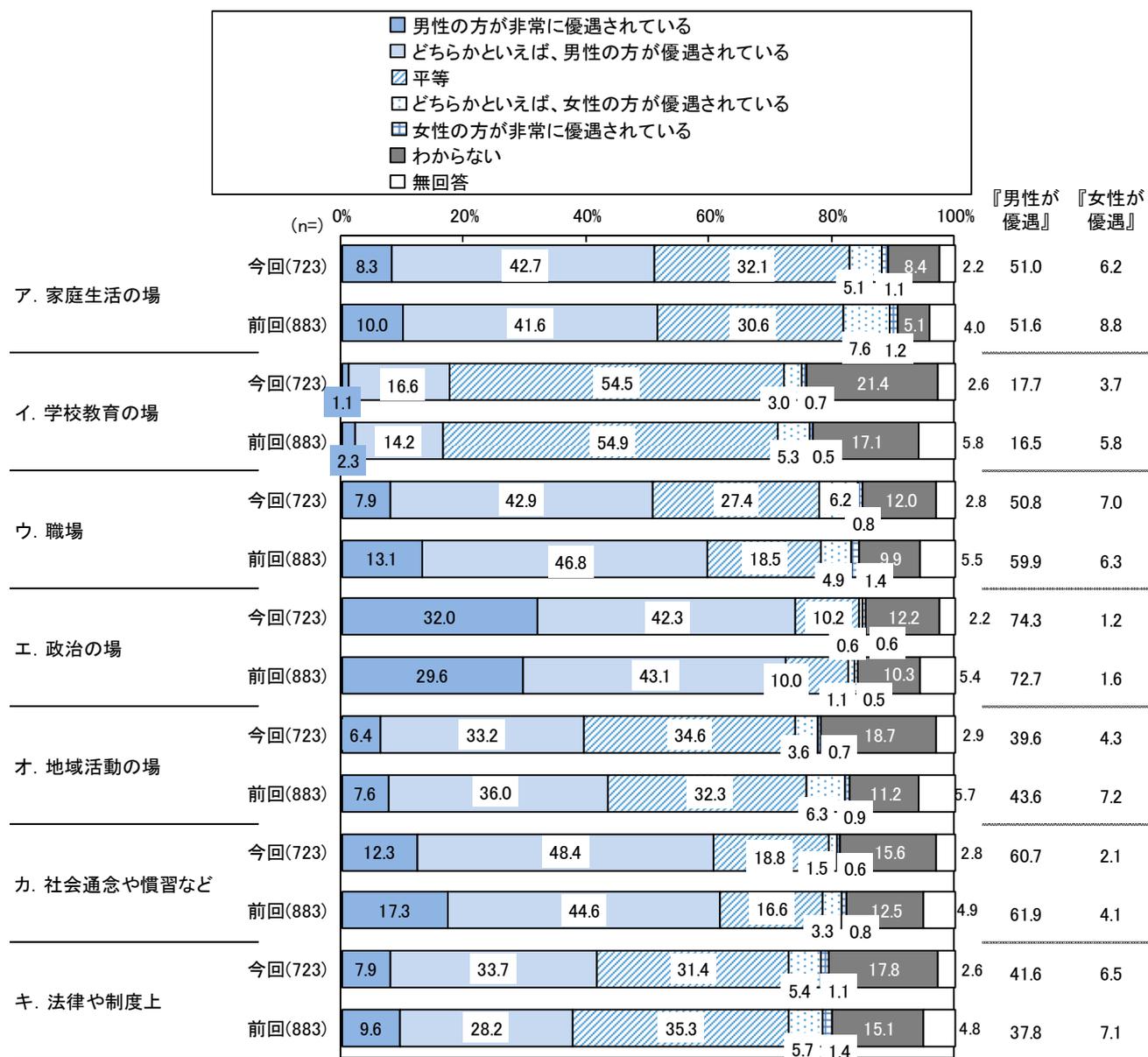
そのほか、<地域活動の場><政治の場><社会通念や慣習など><学校教育の場>などで差が大きくなっています。

各分野の男女の地位の平等



また、前回調査（2014（平成26）年度）と比較すると、『男性が優遇』は＜職場＞で10ポイント近く減少しています。＜地域活動の場＞でもやや減少していますが、その他の項目では大きな変化は見られません。

各分野の男女の地位の平等【経年比較】



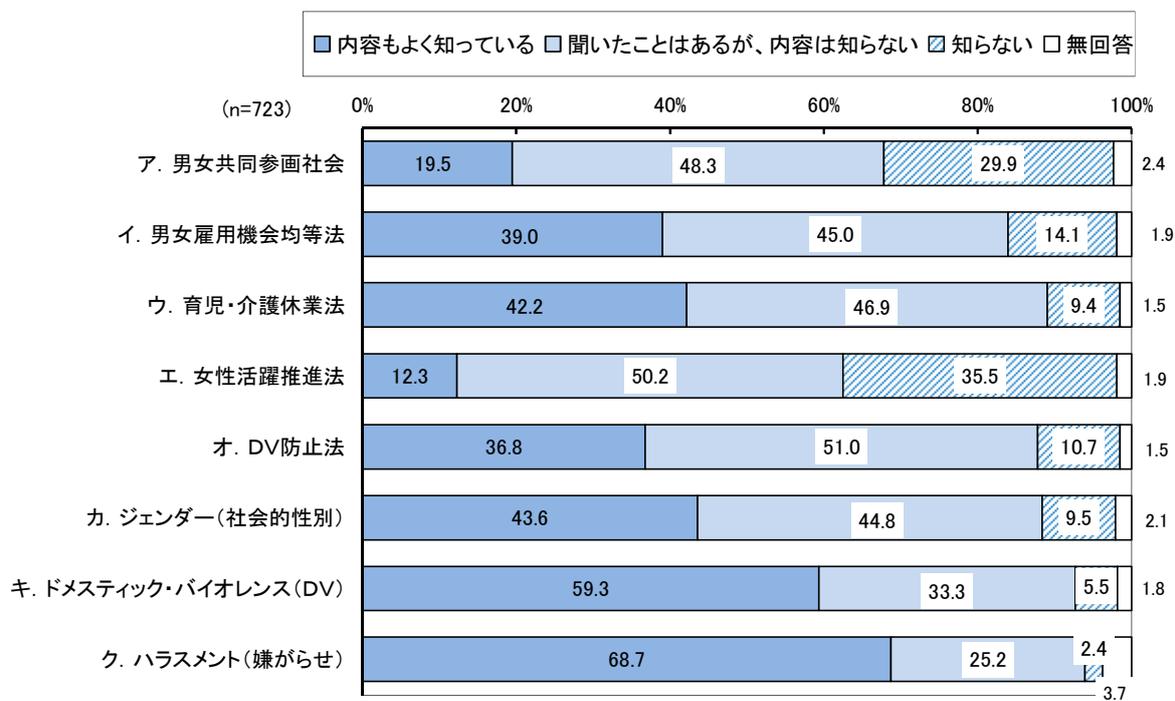
② 男女共同参画に関する用語等の認知度

男女共同参画に関する用語等の認知度について、「内容もよく知っている」は、<ハラスメント>の68.7%が最も多く、次いで<ドメスティック・バイオレンス(DV)*⁸>59.3%、<ジェンダー(社会的性別)>43.6%、<育児・介護休業法>42.2%、<男女雇用機会均等法>39.0%の順となっています。

「聞いたことはあるが、内容は知らない」は、<DV防止法>51.0%、<女性活躍推進法>50.2%などで5割を超えています。

また、「知らない」は、<女性活躍推進法>や<男女共同参画社会>で多くなっています。

男女共同参画に関する用語等の認知度

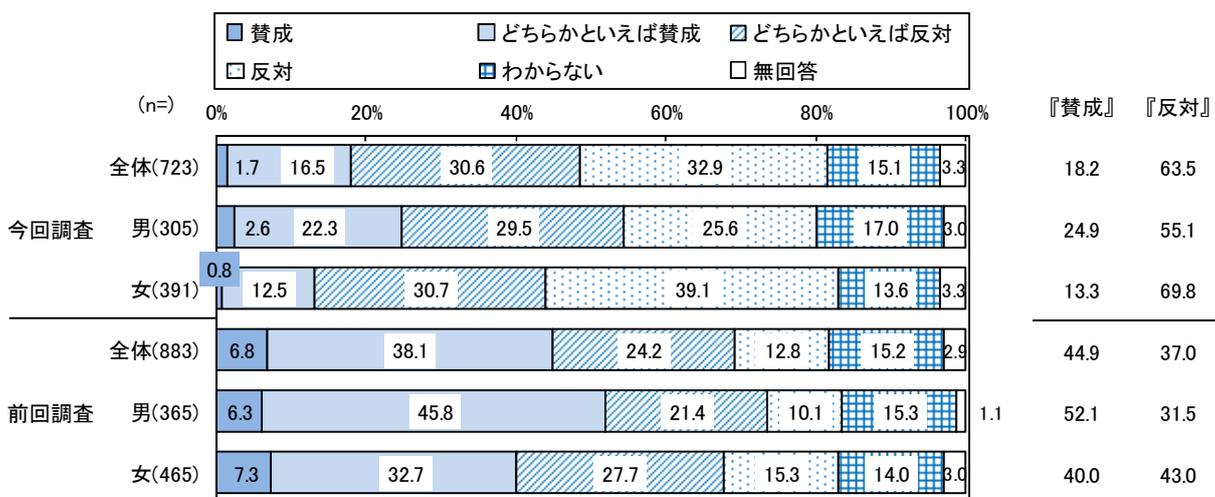


③ 「男は仕事、女は家庭」という考え方について

「男は仕事、女は家庭」という考え方に『賛成』との回答は、男性 24.9%が女性 13.3%を上回ります。

前回調査（2014（平成 26）年度）との比較では、男女ともに大きく減少しています。

「男は仕事、女は家庭」という考え方について【性別／経年比較】



※「男は仕事、女は家庭」という考え方

＝固定的な性別役割分担意識

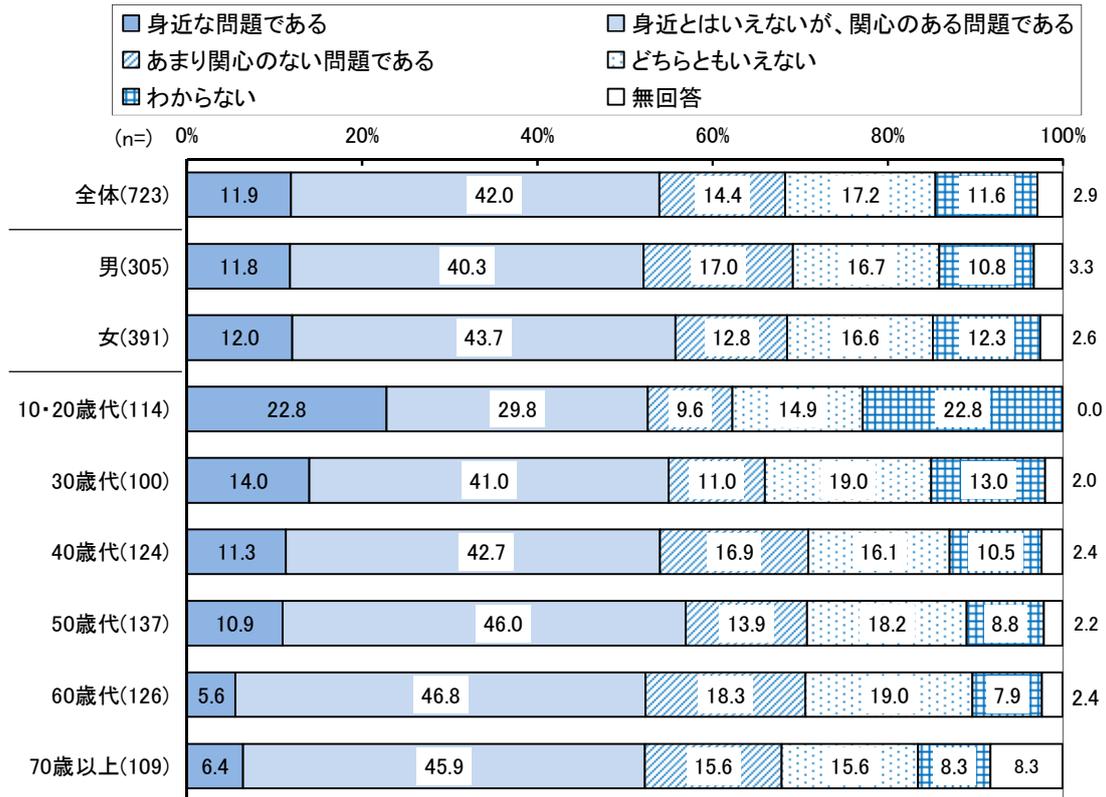
「固定的な性別役割分担意識」とは、男性・女性という性別を理由として役割を固定的に分ける考え方のことで、家庭においては、「男性は仕事、女性は家庭」、職場においては「男性は主要な業務、女性は補助的業務」といった固定的な考え方により、男性、女性の役割を決めることを言います。

女性の社会進出や夫婦共働きが多い近年では、「男性は仕事、女性は家庭も仕事も」のように、女性の負担が一層増加していることが問題となっています。

④ 男女共同参画社会等の実現を身近な問題と思うか

「身近とはいえないが、関心のある問題である」が42.0%で最も多くなっています。年代別で見ると、「身近な問題である」との回答は、10・20歳代の22.8%が最も多く、若い世代ほど多い傾向にあります。

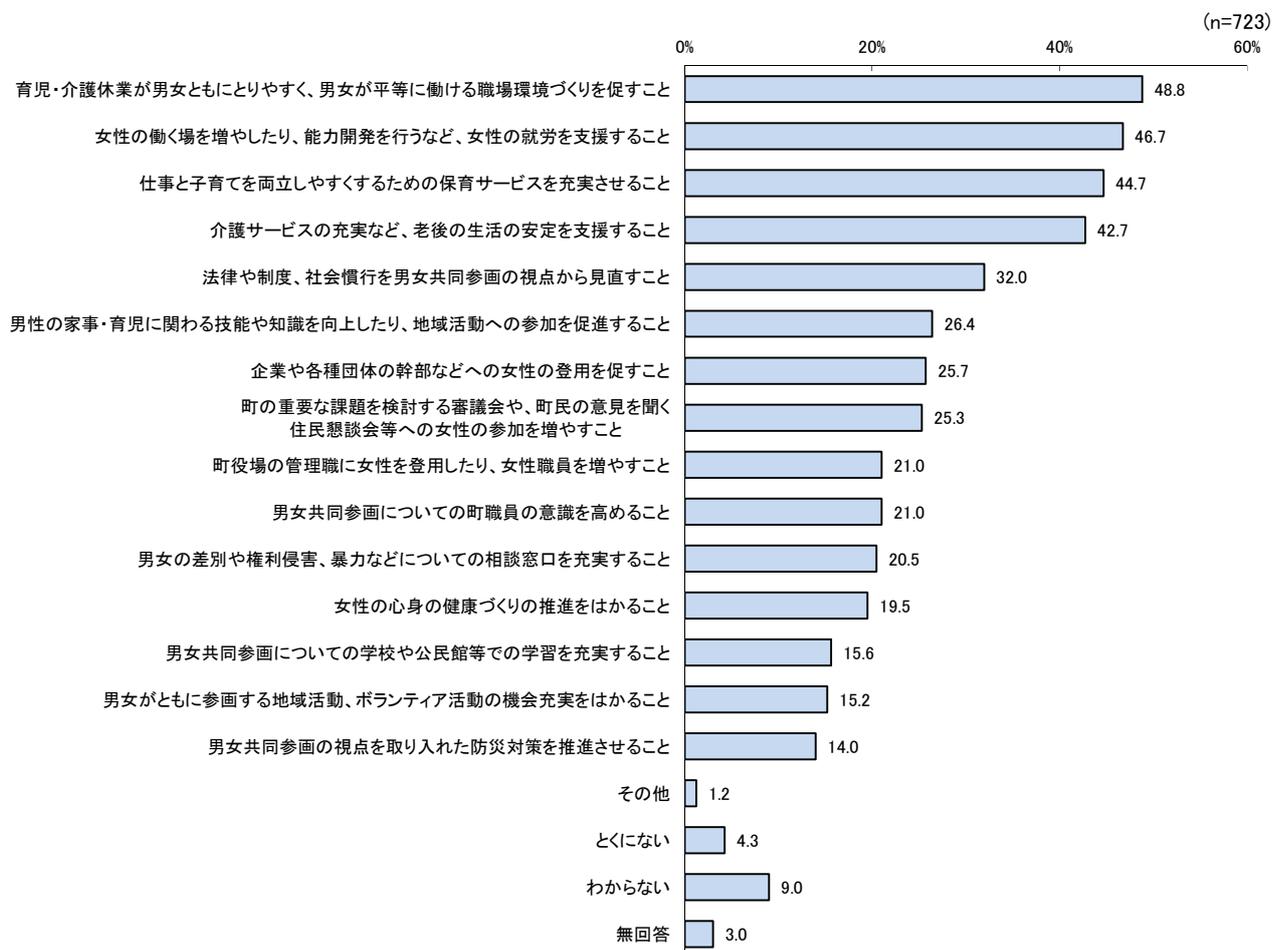
男女共同参画社会等の実現を身近な問題と思うか【性別／年代】



⑤ 男女共同参画社会の実現のために行政が取り組むべきこと

「育児・介護休業が男女ともにとりやすく、男女が平等に働ける職場環境づくりを促すこと」が最も多く、以下「女性の働く場を増やしたり、能力開発を行うなど、女性の就労を支援すること」、「仕事と子育てを両立しやすくするための保育サービスを充実させること」、「介護サービスの充実など、老後の生活の安定を支援すること」がともに4割台で主な回答となっています。

男女共同参画社会の実現のために行政が取り組むべきこと

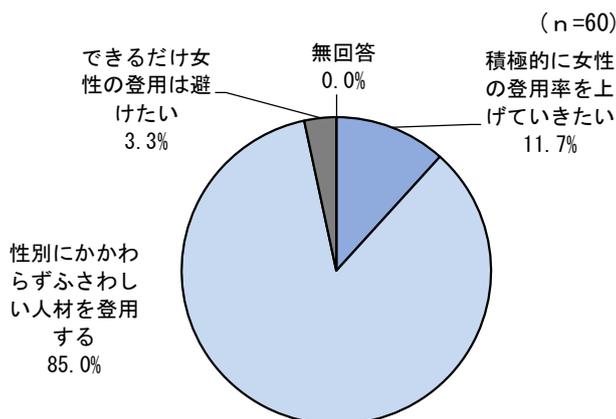


(2) 町内企業実態調査

① 女性管理職の登用についての考え方

「性別にかかわらずふさわしい人材を登用する」が 85.0%で圧倒的に多く、次いで「積極的に女性の登用率を上げていきたい」が 11.7%、「できるだけ女性の登用は避けたい」についてはわずかに 3.3%となっています。

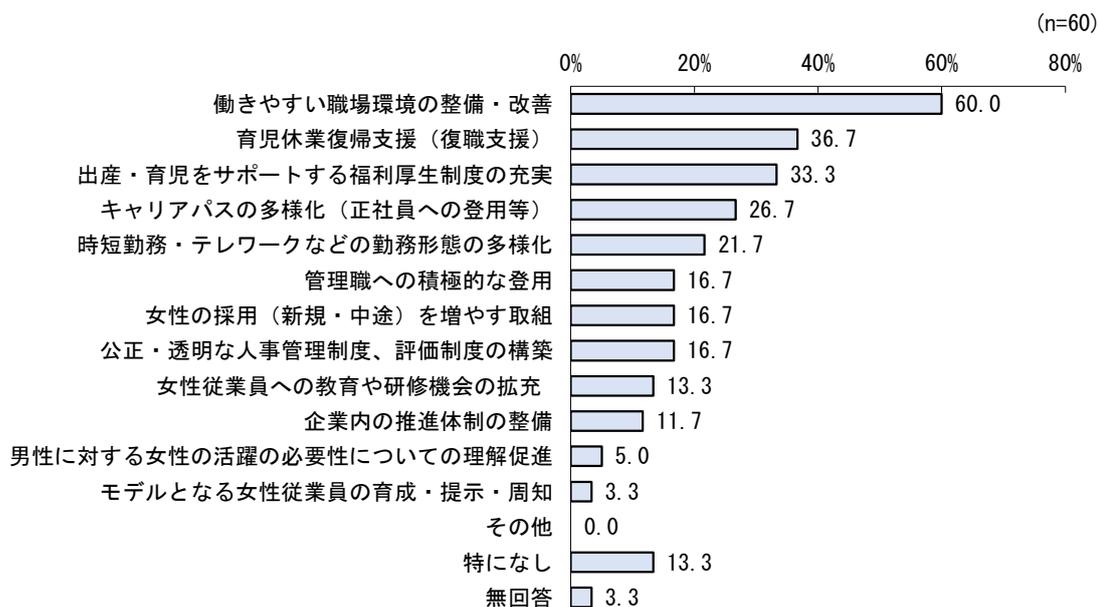
女性管理職の登用についての考え方



② 女性の活躍推進のために取り組んでいること

「働きやすい職場環境の整備・改善」が 60.0%で最も多く、以下「育児休業復帰支援（復職支援）」、「出産・育児をサポートする福利厚生制度の充実」、「キャリアパスの多様化（正社員への登用等）」、「時短勤務・テレワークなどの勤務形態の多様化」などの順となっています。

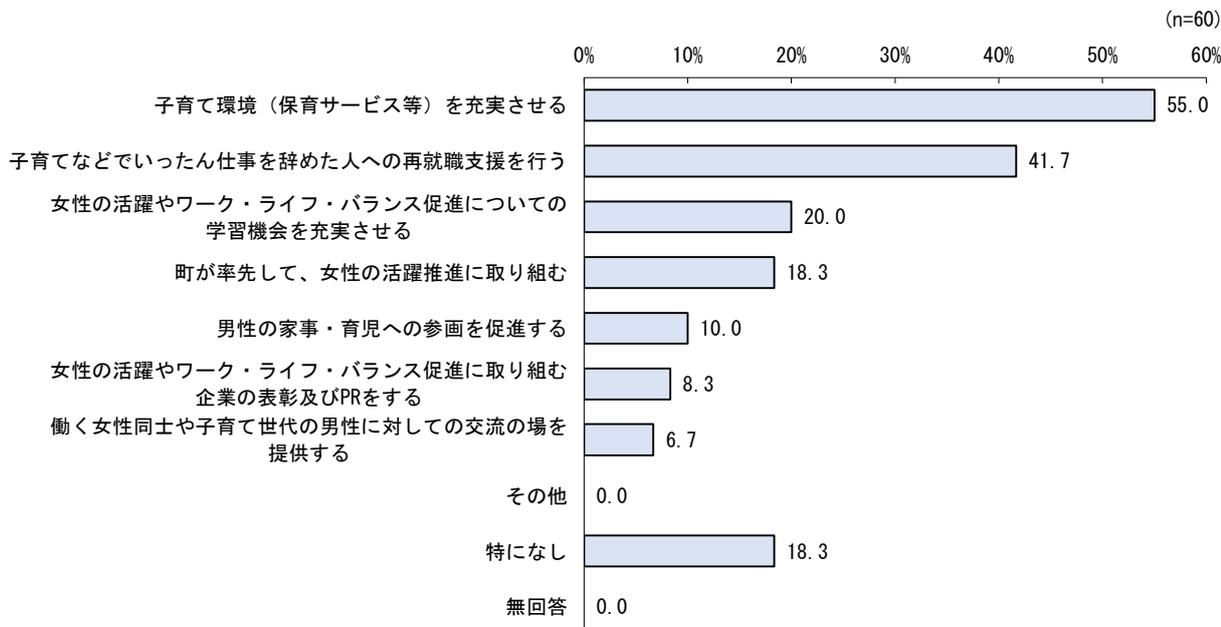
女性の活躍推進のために取り組んでいること



③ 女性の活躍推進等にあたり町に期待する取組

「子育て環境（保育サービス等）を充実させる」55.0%が最も多く、次いで「子育てなどでいったん仕事を辞めた人への再就職支援を行う」41.7%であり、主な回答となっています。

女性の活躍推進等にあたり町に期待する取組



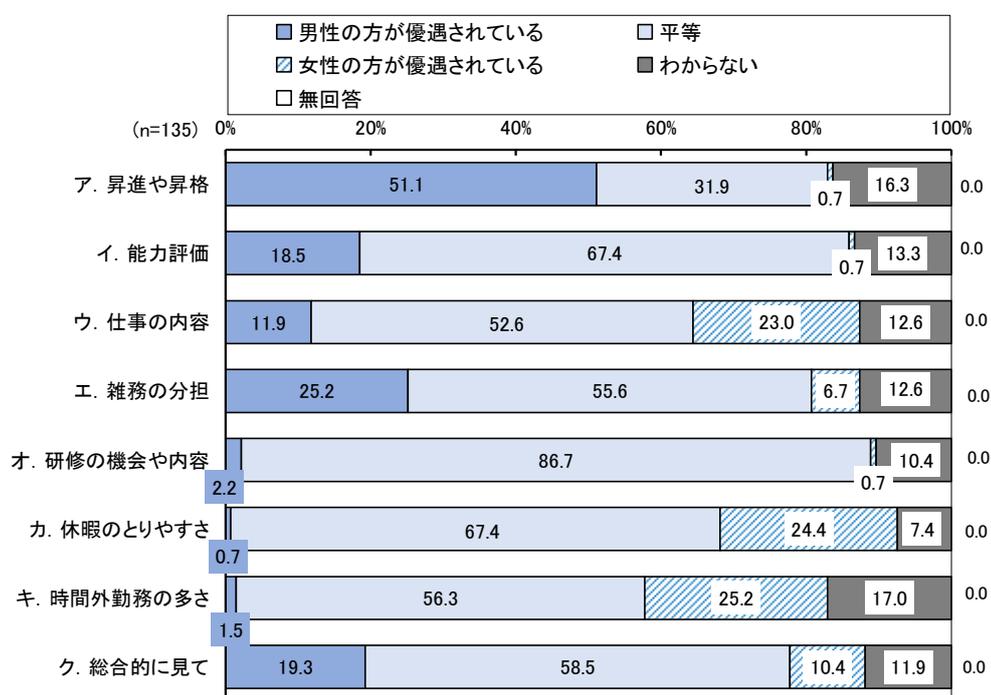
(3) 職員意識調査

① 役場における男女の平等感

「男性の方が優遇されている」との回答は、＜昇進や昇格＞が51.1%と突出して多く、次いで＜雑務の分担＞、＜総合的に見て＞、＜能力評価＞が2割程度となっています。

一方で、「女性の方が優遇されている」は、＜時間外勤務の多さ＞や＜休暇のとりやすさ＞、＜仕事の内容＞で2割台と他の項目を上回ります。

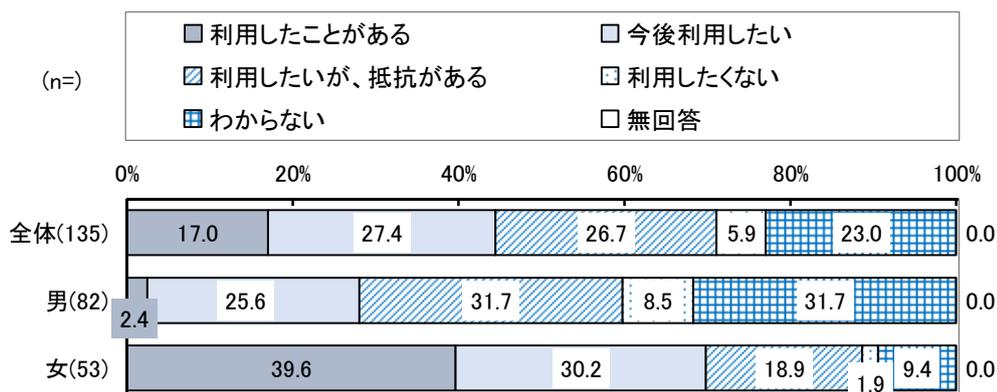
役場における男女の平等感



② 育児休業制度の利用

性別にみると、「利用したことがある」は女性が39.6%であるのに対し、男性は2.4%にとどまります。「今後利用したい」は男女ともに2～3割となっています。一方で、「利用したいが、抵抗がある」は男性が女性を大きく上回ります。

育児休業制度の利用【性別】



3. ヒアリング調査からみる町の現状

本計画の策定にあたり、高校生や子育て家庭、地域の団体や企業等に対しヒアリングを行い、男女共同参画や女性活躍の推進等に関する現状や活動における課題、また、生活をする中で感じる本町の現状や今後町が目指すべき姿等のお考えについてうかがいました。

ヒアリング調査実施概要

調査対象者	調査方法	実施時期
<ul style="list-style-type: none"> ・横芝敬愛高等学校生徒 ・ウェルカムベビークラス参加者 ・地区社会福祉協議会役員 (白浜地区) ・東商ゴム工業株式会社 ・農業振興会女性部 	対面でのヒアリング	2023(令和5)年 8月~10月

調査項目

①高校生	②子育て世代	③地域活動
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 将来について ▶ 家庭での役割分担について ▶ ジェンダー不平等な経験について ▶ 町と高校生の協働について ▶ ずっと住みたい・帰ってきたい町になるには 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 出産に向けて楽しみなこと、不安なこと ▶ 男性の育児休業の取得について ▶ 家庭での役割分担について ▶ 子育てと仕事の両立で不安なこと ▶ 再就職に対する希望 ▶ 住み続けたい町になるには 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 少子高齢化が進行する中で感じる地域の課題について ▶ ジェンダー不平等な場面・慣習について見聞きすること ▶ 地域活動における課題 ▶ 子どもの貧困やヤングケアラの問題について ▶ 女性が政策・方針決定の場に進出するために必要なこと
④企業		⑤農業
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 女性活躍推進や女性の管理職登用について ▶ ワーク・ライフ・バランスの推進について ▶ 町に期待する取組 ▶ 男女共同参画推進賛同事業所制度について ▶ 企業の将来展望について 		<ul style="list-style-type: none"> ▶ 農業に従事するきっかけや現在の関わり方について ▶ 女性が就農する際の苦労や課題、女性の担い手の現状 ▶ 「認定農業者」「農業士」等の認証制度について ▶ 経営に参画する上で必要と感じる能力や資質、女性の参画を後押しする支援について ▶ 女性部としての活動の展望

第2次計画の基本目標のテーマごとの主な意見

第2次計画の基本目標	主な意見
<p>基本目標Ⅰ 一人ひとりの 人権が尊重され、 男女共同参画社会を めざす環境づくり</p>	<p>【意識づくり】 ・固定的な役割分担という問題は、「皆ができることを分担する」という考え方になれば解消するのではないか。 ・性別により役割を決めるようなことはなく、適材適所だと感じている。 ・性別役割分担意識の解消には、男性側の理解、世代間における相互理解、幼少期からの教育が必要。女性も発言できる機会、コミュニケーションが取れる環境も重要。</p> <p>【教育】 ・生徒指導等において、性別での対応の差を感じる。性別ではなく個人に合わせた指導をしてほしい。</p>
<p>基本目標Ⅱ あらゆる分野に おいて男女が ともに活躍できる 社会づくり</p>	<p>【女性活躍推進】 ・国や県のさまざまな制度を活用しながら、女性の雇用を増やした結果、従業員における女性の割合が高くなった。</p> <p>【働く場の男女共同参画】 ・管理職のハラスメント対策に関する研修機会や職場環境整備に関する個別相談の機会があるとよい。 ・農業分野では世代により男女共同参画が進んでいない面もある。家族経営協定については、こまめに家族間で共有・内容の見直しをすることが重要。</p> <p>【ワーク・ライフ・バランス】 ・家庭では女性(母親)が家事を行うことが多いが、手伝うようにしている。20～30歳代の共働き世帯や若い世代では、家庭での役割分担が平等になりつつある。子ども達には、夫婦が協力する姿を見せて、一緒にやるものだという意識を持ってほしい。 ・保育園入園のように子育て世代からの関心の高い事項については、分かりやすい情報発信が必要。 ・男女共同参画推進賛同事業所については、参加事業所間の情報交換の場があるとよい。法令の改正などに関する情報発信やオンラインによる研修機会を希望。</p>
<p>基本目標Ⅲ 健やかに安心して 暮らせるまちづくり</p>	<p>【健康支援】 ・高齢者が身体を動かすような取組は高齢者の健康維持に役立つ。</p> <p>【誰もが安心して暮らせる環境整備】 ・高齢者の孤独・孤立を予防する取組が必要。 ・見守り隊の活動により子どもの様子が分かるため、子どもを守ることにつながっている。</p>
<p>基本目標Ⅳ 計画の推進</p>	<p>【推進体制の強化】 ・高校では町のイベント・ボランティアには以前より参加しており、今後もぜひ参加したい。 ・企業として駅前の「ヨリドコロ」を活用したワークショップ等イベントの開催に協力したい。学生との交流にも関心がある。</p>

4. 前計画(第2次計画)の評価と課題

(1) 進捗状況の総括

前計画(第2次計画)では、4つの基本目標に基づき、男女共同参画に関する各種取組を全庁的に推進してきました。担当各課が推進する各種取組の進捗状況の総括は、以下の通りです。

〈評価基準〉 ※評価は令和4年度時点

A評価……達成度100%

B評価……達成度50%以上100%未満

C評価……達成度50%未満

基本目標Ⅰ 一人ひとりの人権が尊重され、男女共同参画社会をめざす環境づくり

単位:事業数

基本方針	施策の方向	評価		
		A評価	B評価	C評価
1 男女共同参画の視点に立った意識づくり	①男女共同参画に関する調査分析・情報の収集・提供	3		
	②あらゆる人々にとっての男女共同参画意識の啓発 重点	4		
2 あらゆる暴力の根絶と人権の尊重	③人権尊重と暴力防止の意識づくり	3		
	④DV・児童虐待等の被害者に向けた相談・支援体制の充実 重点	3	3	
	⑤セクシュアル・ハラスメント* ⁹ やパワー・ハラスメント* ¹⁰ 等防止対策の推進	1	2	
3 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実	⑥学校教育における男女共同参画・人権教育の推進	1	2	
	⑦家庭や地域における学習機会の充実	1	2	
合計		16	9	0

基本目標Ⅰの評価をみると、全体の6割がA評価、4割がB評価となっています。

基本方針「1 男女共同参画の視点に立った意識づくり」の重点施策である「②あらゆる人々にとっての男女共同参画意識の啓発」では、コロナ禍においても多くの方が参加・視聴できるオンライン形式で講座や講演会を実施し、広く住民や町内事業所を対象に男女共同参画に関する学習機会を提供し、啓発に努めてきました。

基本方針「2 あらゆる暴力の根絶と人権の尊重」の重点施策である「④DV・児童虐待等の被害者に向けた相談・支援体制の充実」においては、児童虐待など要保護児童の支援にかかる専門的な知識をもつ専門職を配置し、要保護児童支援に係る相談体制を充実するとともに、地域配偶者暴力相談支援センター（県健康福祉センター）を中心に、山武・長生・夷隅地域の広域による連携を強化しています。

基本方針「3 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実」の「⑥学校教育における男女共同参画・人権教育の推進」においては、小中学生の児童生徒が「キャリアパスポート」を活用し、性別に関わらず一人ひとりの興味・関心や能力に合わせたキャリア教育を推進しています。

第3次計画で目指す取組の方向性(担当各課の事業報告から見えた課題より)	
基本方針1	<ul style="list-style-type: none"> ●時代に合わせた男女共同参画に関する情報発信手法の多様化と対象者に合わせた内容と情報発信媒体の工夫 ●地域活動や町民団体に向けた性別役割分担意識や無意識の思い込み*¹¹に関する効果的な啓発の推進
基本方針2	<ul style="list-style-type: none"> ●若年層へのデートDV*¹²に関する情報提供や啓発 ●国や県、関連機関を含めDVに関する多様な相談窓口の情報発信 ●専門職を中心としたDVや虐待事案に対する相談支援体制の強化及び関係機関や庁内各課との連携の推進
基本方針3	<ul style="list-style-type: none"> ●幼児教育・保育に関わる教員・保育士等への意識啓発 ●生涯学習講座の男女共同参画の視点に立った内容の見直し ●家庭教育学級への男性の参加促進

基本目標Ⅱ あらゆる分野において男女がともに活躍できる社会づくり

単位:事業数

基本方針	施策の方向	評価		
		A評価	B評価	C評価
4 政策・方針決定過程への女性の参画促進	⑧町政における女性の参画促進 重点	2		
	⑨事業所や各種団体における女性の参画促進	2		
5 労働環境における男女共同参画の促進	⑩働く場における男女の均等な雇用機会と待遇の確保	2		
	⑪自営業における女性の経営参画の促進	2		
6 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の促進	⑫仕事と育児・介護等の両立支援の充実 重点	3	2	1
	⑬ワーク・ライフ・バランスの普及促進 重点	5	1	
	⑭地域活動における男女共同参画の促進	1	4	
合計		17	7	1

※⑫の事業「児童発達センターの整備」と「障害のある子どもの放課後等の居場所づくり」の2項目が計画終了時の目標としているため計画途中の評価は「－(判定不能)」となっています。

基本目標Ⅱの評価をみると、全体の7割がA評価、3割がB評価であり、1事業のみC評価となっています。

基本方針「4 政策・方針決定過程への女性の参画促進」の重点施策である「⑧町政における女性の参画促進」では、千葉県自治研修センターの女性活躍推進研修に係長級以上の女性職員の参加を促しています。

基本方針「6 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の促進」の重点施策である「⑫仕事と育児・介護等の両立支援の充実」において、児童クラブの充実として、保護者の利便性の向上のため、児童クラブの実施時間の延長や高学年児童の受け入れを進めています。

同じく重点施策である「⑬ワーク・ライフ・バランスの普及促進」において、町内事業所に対して男女共同参画推進賛同事業所を募集するとともに、商工会と連携した情報発信や専門家を派遣しての雇用環境の改善推進を図っています。

第3次計画で目指す取組の方向性(担当各課の事業報告から見えた課題より)	
基本方針4	<ul style="list-style-type: none"> ●審議会等への女性委員登用が進まない要因の確認と各課への効果的な働きかけの検討 ●男女共同参画推進費同事業所制度の利用促進と内容の見直し
基本方針5	<ul style="list-style-type: none"> ●女性向けの就労支援情報や起業・創業に関する情報提供や支援に向けた検討 ●男性従業員の育児休業取得促進に向けた情報提供の強化
基本方針6	<ul style="list-style-type: none"> ●第3期横芝光町子ども・子育て支援事業計画に基づく、保育施策及び子育て支援サービスの推進 ●取組事業の男女共同参画の視点からの見直し・事業の整理

基本目標Ⅲ 健やかに安心して暮らせるまちづくり

単位:事業数

基本方針	施策の方向	評価		
		A評価	B評価	C評価
7 生涯にわたる健康支援	⑮生涯を通じた心身の健康保持・増進への支援	2	3	
	⑯妊娠・出産期における女性への健康支援 重点	3		
8 誰もが安心していきいきと暮らせる環境の整備	⑰高齢者や障害者が安心して暮らせる環境づくり	1	1	
	⑱ひとり親家庭等の自立支援	3		
	⑲防災分野における男女共同参画の視点を活かした対策の促進		2	
合計		9	6	0

基本目標Ⅲの評価をみると、全体の6割がA評価、4割がB評価となっています。

基本方針「7 生涯にわたる健康支援」の重点施策である「⑯妊娠・出産期における女性への健康支援」では、2020（令和2）年4月より、健康こども課内に横芝光町子育て世代包括支援センター（愛称「プラムっこ」）を設置し、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行っています。

基本方針「8 誰もが安心していきいきと暮らせる環境の整備」の「⑲防災分野における男女共同参画の視点を活かした対策の促進」では、災害を想定した職員招集訓練への女性職員の参画を図るとともに、地域防災会議委員において女性の登用拡充に努めています。

第3次計画で目指す取組の方向性(担当各課の事業報告から見えた課題より)	
基本方針7	<ul style="list-style-type: none"> ●中学生を中心に、思春期の性の不安や悩みを安心して相談できる体制の整備 ●女性特有の疾病の早期発見、性差に応じた健康を推進するための健（検）診の受診勧奨 ●子育て世代包括支援センター開設による指標の見直し（「こども家庭センター」の方向性） ●不妊治療の保険適用に伴い、新たな「妊活サポート事業」の周知・利用促進
基本方針8	<ul style="list-style-type: none"> ●基幹相談支援センター（障害のある人のための専門職を配置した相談機関）の広域設置による指標の見直し ●地域防災計画に基づく男女共同参画の視点からの防災対策の強化

基本目標Ⅳ 計画の推進

単位：事業数

基本方針	施策の方向	評価		
		A評価	B評価	C評価
9 推進体制の充実	⑩庁内推進体制の強化	2		
	⑪町民や企業・団体との連携	2		
	⑫国・県・近隣市町等との連携	3		
合計		7	0	0

基本目標Ⅳの評価をみると、すべての事業でA評価となっています。

基本方針「9 推進体制の充実」の「⑫国・県・近隣市町等との連携」では、千葉県男女共同参画地域推進員*13を中心として、近隣市町との連携による啓発活動を推進しています。

第3次計画で目指す取組の方向性(担当各課の事業報告から見えた課題より)	
基本方針9	<ul style="list-style-type: none"> ●町内事業所アンケート調査結果の活用促進やフィードバック ●千葉県男女共同参画地域推進員との協働による事業の周知・参加促進

(2) 指標の達成状況

本計画では施策の進捗状況や達成度を的確に把握し、評価するため、目標値を設定しています。達成状況は次のとおりです。

〈評価基準と計画全体の達成状況〉

判定	基準	指標数 (再掲を含む)	割合
◎	目標達成	3	7.9%
○	目標値には至らなかったが、数値が改善	17	44.7%
△	数値の変化なし（※改善率±3.0%）	6	15.8%
×	数値が悪化	12	31.6%
		38	100.0%

※改善率は、(R4実績値－H26策定時数値)／H26策定時数値で算出。

基本目標Ⅰ 一人ひとりの人権が尊重され、男女共同参画社会をめざす環境づくり

基本目標Ⅰに関する指標は9項目が設定されています。

基本方針	◎	○	△	×
1 男女共同参画の視点に立った意識づくり	0	0	1	1
2 あらゆる暴力の根絶と人権の尊重	0	2	0	2
3 男女共同参画の視点に立った 教育・学習の充実	1	1	1	0
合計	1	3	2	3

基本方針1

「◎（目標達成）」に至った指標はなく、「男女共同参画社会について『内容もよく知っている』人の割合」では、「×（数値が悪化）」となっています。男女共同参画に関する用語の認知度については、その時々で人々の関心が高いキーワードなどを把握しながら、時代に合わせた情報発信が求められます。

基本方針2

「◎（目標達成）」に至った指標はありませんが、住民・職員における「職場において、セクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメント等の防止を『意識している』人の割合」で「○（目標値には至らなかったが、数値が改善）」となっています。

一方で、「DVについて『内容もよく知っている』人の割合」、「DV被害者のうち『相談できなかつた』人の割合」では「×（数値が悪化）」となっています。多様な相談窓口の周知や相談体制の充実など、今後一層相談しやすい体制づくりが必要となっています。

基本方針3

「思いやりの気持ちを持って友達に接している生徒の割合（中学校）」で「◎（目標達成）」、「生涯学習における町の取り組みについての満足度」では、「○（目標値には至らなかったが、数値が改善）」となっています。3つの指標については、目標を達成していない項目もあるものの、いずれも数値に改善が見られます。

■基本方針1 男女共同参画の視点に立った意識づくり

施策の方向	指標	区分	策定時 2014(H26) 年度	実績値 2022(R4) 年度	目標値 2023(R5) 年度	判定
①男女共同参画に関する調査分析・情報の収集・提供	男女共同参画社会について「内容もよく知っている」人の割合【町民意識調査】		21.1%	19.5%	60%	×
②あらゆる人々にとっての男女共同参画意識の啓発	男女共同参画社会や、あらゆる分野での男女平等の実現は「身近な問題である」又は「身近とはいえないが関心のある問題である」と答えた人の割合【町民意識調査】		56.7%	53.9%	70%	△

■基本方針2 あらゆる暴力の根絶と人権の尊重

施策の方向	指標	区分	策定時 2014(H26) 年度	実績値 2022(R4) 年度	目標値 2023(R5) 年度	判定
③人権尊重と暴力防止の意識づくり	DVについて「内容もよく知っている」人の割合【町民意識調査】		71.3%	59.3%	80%	×
④DV・児童虐待等の被害者に向けた相談・支援体制の充実【重点】	DV被害者のうち「相談できなかった」人の割合【町民意識調査】		20.6%	24.1%	10%以下	×
⑤セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等防止対策の推進	職場において、セクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメント等の防止を「意識している」職員の割合【職員向け意識調査】		-	74.8%	100%	○
	職場において、セクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメント等の防止を「意識している」人の割合【町民意識調査】		-	54.7%	100%	○

■基本方針3 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

施策の方向	指標	区分	策定時 2017(H29) 年度	実績値 2022(R4) 年度	目標値 2023(R5) 年度	判定
⑥学校教育における男女共同参画・人権教育の推進	思いやりの気持ちを持って友達に接しているかについて、「そう思う」又は「ややそう思う」と答えた児童・生徒の割合【町内小中学校学校評価アンケート調査】	小学校	93.4%	96.2%	98%	△
		中学校	92.0%	98.7%	98%	◎
⑦家庭や地域における学習機会の充実	生涯学習における町の取り組みについての満足度で、「満足」又は「やや満足」と答えた人の割合【町民意識調査】		9.8%	19.6%	20%	○

基本目標Ⅱ あらゆる分野において男女がともに活躍できる社会づくり

基本目標Ⅱに関する指標は20項目が設定されています。

基本方針	◎	○	△	×
4 政策・方針決定過程への女性の参画促進	0	2	0	1
5 労働環境における男女共同参画の促進	1	3	0	0
6 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の促進	1	3	2	7
合計	2	8	2	8

基本方針4

「◎（目標達成）」に至った指標はありませんが、「審議会等における女性委員の割合」「男女共同参画推進賛同事業所」はいずれも「○（目標値には至らなかったが、数値が改善）」となっています。「女性管理職員（行政職）の割合」は、「×（数値が悪化）」であり、指導的地位に女性が占める割合を30%とする国の目標も視野に入れ、一層の取組の推進が求められます。

基本方針5

「創業支援対象者数」が「◎（目標達成）」であり、「職場における男女の地位の平等感について、『平等』と答えた人の割合」「女性農業士及び女性認定農業者の認定総数」はいずれも「○（目標値には至らなかったが、数値が改善）」となっています。働く場における男女共同参画や女性の活躍の推進に資する指標であることから、引き続き目標の達成に向けた取組の促進が求められます。

基本方針6

「父親の育児参加について、『よくやっている』と答えた人の割合（1歳6か月）」が「◎（目標達成）」であり、「同割合（3歳）」と「子育て支援における町の取り組みについての満足度」で「○（目標値には至らなかったが、数値が改善）」の判定となっています。

一方で、「高齢者支援・障害者支援における町の取り組みについての満足度」は「△（数値の変化なし）」となっています。

また、「地域でのコミュニティ活動について、『積極的に参加している』人の割合」については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、いずれの分野の活動においても数値が低下し、「×（数値が悪化）」という判定となっています。

地域活動への参加については、性別にかかわらず活動への参加を促進する一方で、指標については、男女共同参画の視点を含むものに見直す必要があります。

■基本方針4 政策・方針決定過程への女性の参画促進

施策の方向	評価指標	区分	策定時 2018(H30) 年度	実績値 2022(R4) 年度	目標値 2023(R5) 年度	判定
⑧町政における女性の参画促進	審議会等における女性委員の割合		15.7%	19.4%	30%	○
	女性管理職員(行政職)の割合		11.9%	8.16%	15%	×
施策の方向	評価指標	区分	策定時 2017(H29) 年度	実績値 2022(R4) 年度	目標値 2023(R5) 年度	判定
⑨事業所や各種団体における女性の参画促進	男女共同参画推進賛同事業所		3社	7社	20社	○

■基本方針5 労働環境における男女共同参画の促進

施策の方向	評価指標	区分	策定時 2014(H26) 年度	実績値 2022(R4) 年度	目標値 2023(R5) 年度	判定
⑩働く場における男女の均等な雇用機会と待遇の確保	職場における男女の地位の平等感について、「平等」と答えた人の割合【町民意識調査】		18.5%	27.4%	30%	○
施策の方向	評価指標	区分	策定時 2018(H30) 年度	実績値 2022(R4) 年度	目標値 2023(R5) 年度	判定
⑪自営業における女性の経営参画の促進	創業支援対象者数		-	年14件	年5件	◎
	女性農業士及び女性認定農業者の認定総数	女性農業士	1人	2人	3人	○
		女性認定農業者	12人	14人	15人	○

■基本方針6 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の促進

施策の方向	評価指標	区分	策定時 2017(H29) 年度	実績値 2022(R4) 年度	目標値 2023(R5) 年度	判定
⑫仕事と育児・介護等の両立支援の充実	子育て支援、高齢者支援および障害者支援における町の取り組みについての満足度で、「満足」又は「やや満足」と答えた人の割合【町民意識調査】	子育て支援	26.7%	33.0%	35%	○
		高齢者支援	15.9%	16.2%	25%	△
		障害者支援	10.2%	10.0%	20%	△
⑬ワーク・ライフ・バランスの普及促進	父親の育児参加について、「よくやっている」と答えた人の割合【1歳6か月及び3歳児健診時のアンケート調査】	1歳6か月	57.7%	75.0%	60%	◎
		3歳	50.0%	55.7%	60%	○
	(再掲) 男女共同参画推進賛同事業所		3社	7社	20社	○
施策の方向	評価指標	区分	策定時 2014(H26) 年度	実績値 2022(R4) 年度	目標値 2023(R5) 年度	判定
⑭地域活動における男女共同参画の促進	地域でのコミュニティ活動について、「積極的に参加している」人の割合【町民意識調査】	町内会・自治会活動	18.0%	14.5%	30%	×
		清掃奉仕や福祉ボランティア活動	17.2%	10.8%	30%	×
		子ども会・老人クラブなどの地域活動	7.2%	4.6%	20%	×
		音楽・読書などの趣味の活動	7.1%	4.0%	20%	×
		スポーツ・レクリエーションサークルなどの活動	6.6%	4.0%	15%	×
		祭や大会など地域の行事	10.3%	6.5%	20%	×
		リサイクル・環境保護・まちづくりなどの活動	8.8%	5.7%	20%	×

基本目標Ⅲ 健やかに安心して暮らせるまちづくり

基本目標Ⅲに関する指標は8項目が設定されています。

基本方針	◎	○	△	×
7 生涯にわたる健康支援	0	2	0	0
8 誰もが安心していきいきと暮らせる環境の整備	0	3	2	1
合計	0	5	2	1

基本方針7

「◎（目標達成）」に至った指標はありませんが、「保健・医療及び子育て支援における町の取り組みについての満足度」が「○（目標値には至らなかったが、数値が改善）」となっています。

基本方針8

「◎（目標達成）」に至った指標はありませんが、「地域防災会議における女性委員の割合」等で「○（目標値には至らなかったが、数値が改善）」となっています。

一方、「防災・防犯などの地域活動に参加している女性の割合」で「×（数値が悪化）」となっていることから、防災・防犯活動への女性参画の一層の推進が求められます。

■基本方針7 生涯にわたる健康支援

施策の方向	評価指標	区分	策定時 2017(H29) 年度	実績値 2022(R4) 年度	目標値 2023(R5) 年度	判定
⑮生涯を通じた心身の健康保持・増進への支援 ⑯妊娠・出産期における女性への健康支援	保健・医療及び子育て支援における町の取り組みについての満足度で、「満足」又は「やや満足」と答えた人の割合【町民意識調査】	保健・医療	19.3%	24.3%	30%	○
		(再掲) 子育て支援	26.7%	33.0%	35%	○

■基本方針8 誰もが安心していきいきと暮らせる環境の整備

施策の方向	評価指標	区分	策定時 2017(H29) 年度	実績値 2022(R4) 年度	目標値 2023(R5) 年度	判定
⑰高齢者や障害者が安心して暮らせる環境づくり	(再掲) 高齢者支援及び障害者支援における町の取り組みについての満足度で、「満足」又は「やや満足」と答えた人の割合【町民意識調査】	高齢者支援	15.9%	16.2%	25%	△
		障害者支援	10.2%	10.0%	20%	△
⑱ひとり親家庭等の自立支援	(再掲) 保健・医療及び子育て支援における町の取り組みについての満足度で、「満足」又は「やや満足」と答えた人の割合【町民意識調査】	保健・医療	19.3%	24.3%	30%	○
		子育て支援	26.7%	33.0%	35%	○
施策の方向	評価指標	区分	策定時 2014(H26) 年度	実績値 2022(R4) 年度	目標値 2023(R5) 年度	判定
⑲防災分野における男女共同参画の視点を活かした対策の促進	防災・防犯などの地域活動に「積極的に参加している」又は「たまに参加している」女性の割合【町民意識調査】	女性	24.1%	14.1%	30%	×
	地域防災会議における女性委員の割合		11.1% (2018(H30) 年度)	17.9% (5人/28人)	30%	○

基本目標Ⅳ 計画の推進

基本目標Ⅳに関する指標は1項目が設定されています。

基本方針	◎	○	△	×
9 推進体制の充実	0	1	0	0
合計	0	1	0	0

基本方針9

「男女共同参画施策における町の取り組みについての満足度」が「○（目標値には至らなかったが、数値が改善）」となっていますが、満足度は依然として低いことから、まずは住民に男女共同参画に関する町の施策や取組について知ってもらえるよう、情報発信や周知に努める必要があります。

■基本方針9 推進体制の充実

対象者	評価指標	区分	策定時 2017(H29) 年度	実績値 2022(R4) 年度	目標値 2023(R5) 年度	判定
⑩庁内推進体制の強化 ⑪町民や企業・団体との連携 ⑫国・県・近隣市町等との連携	男女共同参画施策における町の取り組みについての満足度で、「満足」又は「やや満足」と答えた人の割合 【町民意識調査】		4.4%	6.4%	15%	○

5. 本町の男女共同参画をめぐる主な課題と方向

社会情勢の変化や国・県の動向、各種データから見る本町の現状、アンケート調査結果、施策の取組状況や指標の達成状況等から把握された本計画の主な課題と方向は次のとおりです。

(1) 男女共同参画の幅広い意識啓発・情報発信

固定的な性別役割分担意識は解消に向かいつつありますが、一部の世代や性別により意識の差が見られます。そのため、あらゆる場面・あらゆる人を対象とした活躍の場に応じた意識啓発や情報発信を行う必要があります。

また、ジェンダー平等や性の多様性をはじめとする近年関心が高まる内容についての正しい理解に向けた啓発が求められます。

(2) あらゆる暴力の根絶と連携による支援体制の充実

DVやハラスメントは人権を侵害する行為であり、精神的暴力を含めあらゆる暴力の防止・根絶に向けた意識啓発や相談しやすい環境づくりが重要となっています。

DV被害者の安全確保及び自立支援までを視野に入れた、関係機関との連携による支援体制の充実が求められます。

(3) 政策・方針決定過程への一層の女性の参画促進

町の審議会等の女性委員の割合や町職員の管理職に占める女性の割合は横ばいであり、第2次計画における目標を達成していません。

政策・方針決定過程に多様な視点を反映するため、町の審議会や管理職への女性の参画・登用を一層促進する必要があります。

(4) 男性の家事・育児等への参画促進と女性が活躍できる環境づくりによるワーク・ライフ・バランスの実現

本町では働く女性が多く、M字カーブは既に解消しています。一方で、全国や県と同様に女性で非正規雇用の割合が高くなっています。

また、共働き世帯が半数を占めるものの、家事・育児等の負担が女性に偏っている状況がうかがえます。

長時間労働の見直しなど男女ともに働きやすい環境の整備、男性が家事・育児等に参加しやすくなる働きかけを行う必要があります。

あわせて、女性が活躍しやすい環境づくりを行うことで、誰もがワーク・ライフ・バランスを実現できるまちを目指します。

(5) あらゆる人が安心して暮らし続けられる男女共同参画の基盤づくり

少子高齢化が進行する中で、年少人口と生産年齢人口の減少、高齢者のみ・高齢単身世帯の増加が予想されます。

男女共同参画社会を実現する基盤として、子育て世帯をはじめ、ひとり親世帯、独居高齢者や障がいのある方などあらゆる人が安心して暮らし続けるためのまちづくりが重要となっています。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

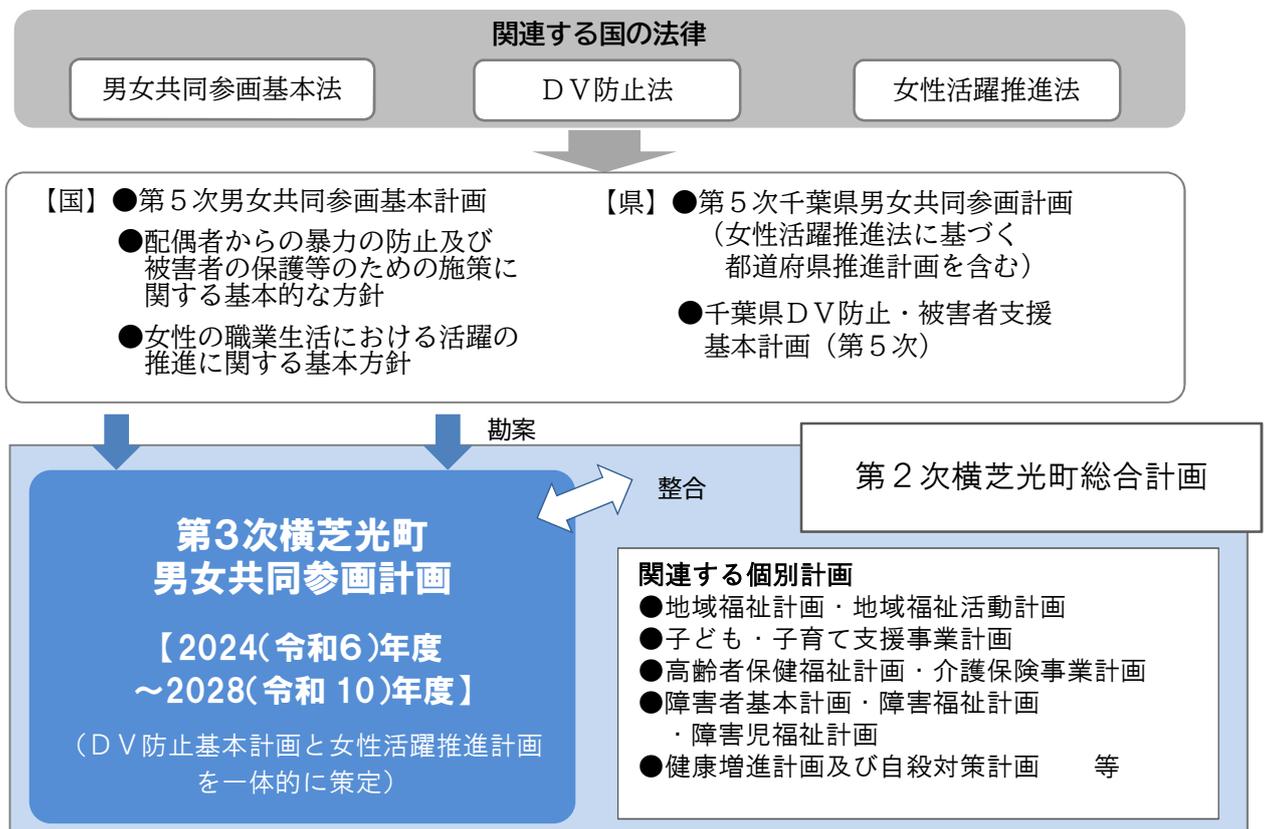
**ひとりひとりが幸せな社会の実現に向けて
～多様性を認め合い、個性と能力を発揮できる
豊かで活力ある社会をめざそう～**

男女共同参画・ジェンダー平等は、性別に関わりなく、一人ひとりが尊重され、自分らしく活躍できる、誰もが幸せな社会の基盤となるものです。

町民、事業者、団体、行政がともに考え、行動することにより、多様性を認め合い、住民一人ひとりが個性と能力を発揮することができる、豊かで活力ある誰もが幸せな社会の実現を目指します。

2. 計画の性格

- (1) この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に定める「市町村計画」であり、横芝光町における男女共同参画社会の形成を促進するための基本となる計画です。
- (2) この計画は、国の「第5次男女共同参画基本計画」、千葉県の「第5次千葉県男女共同参画計画」及び「第2次横芝光町総合計画」との整合性に配慮し、前計画の成果を引き継ぐものです。
- (3) この計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」として位置づけます。
- (4) この計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」として位置づけます。



3. 計画の期間

本計画の期間は、2024（令和6）年度から2028（令和10）年度までの5年間とします。

4. 基本目標

本計画の基本理念や本町の男女共同参画をめぐる主な課題と方向に基づき、4つの基本目標を掲げて施策の推進に取り組みます。

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会とジェンダー平等を実現するための環境づくり

町民一人ひとりが、性別にとらわれず多様な生き方を認め合い、それぞれの個性や能力を十分に発揮できる社会を目指し、ジェンダー平等や性の多様性など、近年関心の高まる内容を含めた意識啓発や広報活動、男女共同参画の視点を大切にした教育・保育を行うなど、男女共同参画とジェンダー平等を実現するための環境づくりを推進します。

基本目標Ⅱ あらゆる分野において男女がともに活躍できる社会づくり

男女共同参画社会の実現に向けては、政策や方針決定過程やさまざまな活動において男女が対等な立場でともに参画し、多様な視点が反映されることが重要となります。

町政や事業所における活動だけでなく、地域活動や農業分野を含め、あらゆる意思決定の場における女性の参画促進と女性の活躍に向けた取組を推進します。

また、すべての人が働きやすく、家庭生活等と仕事を両立できる環境を整えるとともに、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた子育て・介護サービスの充実や、男女がともに子育て・介護を担うための積極的な情報発信など、性別にかかわらず男女がともに活躍できる社会づくりを推進します。

基本目標Ⅲ 一人ひとりの人権が尊重され、安全・安心に暮らせるまちづくり

配偶者等に対する暴力（DV）は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、DVを含むあらゆる暴力の根絶は、男女共同参画社会の実現において克服すべき重要な課題です。各種のハラスメント含め、暴力の根絶に向けた意識啓発と正しい知識の普及に努めるとともに、実際に被害を受けた人が安心して相談でき、必要な支援を受けられるよう、相談支援体制の充実に取り組みます。

あわせて、町民の生命を守る防災活動における男女共同参画の推進、生涯にわたる健康づくり、妊娠や出産・子育てへの切れ目のない支援を行うとともに、高齢者や障がいのある人、ひとり親家庭等への支援を通じ、一人ひとりの人権が尊重され、すべての人が安全・安心に暮らすことのできるまちづくりを推進します。

基本目標Ⅳ 計画の推進

本計画の推進に向けて、すべての人や組織が男女共同参画社会の実現に向けた共通の認識を持ち、さまざまな立場から取組を展開できるよう、町、町民、事業者及び民間団体等との連携を強化するとともに、計画の推進にあたっては、国・県や近隣市町村との協力・協働を推進します。

5. 重点施策

これまでの男女共同参画の取組内容や指標の達成状況、町民意識調査・町内事業所調査等の結果やそこから見えてきた課題から、本計画においては以下の6つの施策の方向を重点的に取り組みます。

- (1)あらゆる人や場面に向けた男女共同参画意識の啓発
- (2)町政における女性の参画・登用の促進
- (3)男性の家事・育児・介護等への参画の促進
- (4)女性のチャレンジ支援
- (5)DV・児童虐待等の被害者に向けた相談・支援体制の充実
- (6)高齢者、障害のある人、外国人等への支援

6. 施策の体系

基本目標	基本方針	施策の方向
I 男女共同参画社会とジェンダー平等を実現するための環境づくり	1 性別役割分担意識や無意識の思い込みの解消	重点 ① あらゆる人や場面向けた男女共同参画意識の啓発
		② 男女共同参画に関する情報収集と発信
	2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実	③ 教育・保育における男女共同参画の推進
		④ 家庭や地域における学習機会の充実
II あらゆる分野において男女がともに活躍できる社会づくり 女性活躍推進計画を含む	3 政策・方針決定過程への女性の参画促進	重点 ⑤ 町政における女性の参画・登用の促進
	4 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現	⑥ 男女がともに働きやすい職場環境の整備に向けた支援
		⑦ 仕事と育児・介護等の両立支援の充実
		重点 ⑧ 男性の家事・育児・介護等への参画の促進
	5 あらゆる分野での男女共同参画・女性活躍の推進	重点 ⑨ 女性のチャレンジ支援
		⑩ 自営業や農業における男女共同参画の推進
⑪ 地域活動における男女共同参画の推進		
III 一人ひとりの人権が尊重され、安全・安心に暮らせるまちづくり DV防止基本計画を含む	6 あらゆる暴力の根絶と人権の尊重	⑫ 人権尊重と暴力防止の意識づくり
		重点 ⑬ DV・児童虐待等の被害者に向けた相談・支援体制の充実
		⑭ ハラスメント防止対策の推進
	7 防災分野における男女共同参画の推進	⑮ 男女共同参画の視点を活かした防災対策の推進
	8 生涯を通じた健康づくりに向けた支援	⑯ 生涯にわたる性差に応じた健康への支援
		⑰ 妊娠・出産・子育てへの切れ目のない支援
	9 誰もが安心していきいきと暮らせる環境の整備	⑱ ひとり親家庭への支援
重点 ⑲ 高齢者、障害のある人、外国人等への支援		
IV 計画の推進	10 推進体制の充実	⑳ 庁内推進体制の強化
		㉑ 町民や企業・団体との連携
		㉒ 国・県・近隣市町等との連携

第4章 計画の内容

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会とジェンダー平等を 実現するための環境づくり

【現状と課題】

- ◆ 性別にかかわらず、誰もが個人として尊重され、家庭、仕事、地域生活などあらゆる分野で活躍できる「男女共同参画社会」を実現するためには、固定的な性別役割分担意識の解消をはじめ、町民一人ひとりが、男女共同参画・ジェンダー平等に対する理解・意識を持つことが重要です。
- ◆ 町民意識調査〈2022（令和4）年度〉では、社会の各分野における男女の平等感について、「学校教育の場」においては54.5%が平等になっていると回答している一方、政治の場、社会通念や慣習、家庭生活の場、職場において、『男性が優遇（「男性の方が非常に優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」の合計）』との回答が半数を超えています。
- ◆ 「男は仕事、女は家庭」という考え方については、『賛成』の割合が、前回調査〈2014（平成26）年度〉から26.7ポイント減少するなど、固定的な役割分担意識の是正が進みつつあります。一方で、性別や年代でみると年齢の高い男性で『賛成』の割合が高いなど、一部の性・年代では依然として固定的な性別役割分担意識が根強く残っていることがうかがえます。このような固定的な性別役割分担意識や性別による不平等感は、長い時間をかけて形成されてきたものであり、男女の生き方を固定し、男女双方の生きづらさや多様な人生の選択を妨げる要因のひとつとなっています。
- ◆ 町民一人ひとりが男女共同参画の視点や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）に気づき、男女共同参画・ジェンダー平等意識の醸成を図ることができるよう、さまざまな機会や場面を通じた広報・啓発活動に継続的に取り組む必要があります。
- ◆ 次代を担う子どもたちが男女共同参画・ジェンダー平等の意識や価値観の形成に、保育・教育、家庭や地域の果たす役割が重要となります。家庭や教育の場など、あらゆる場面で男女共同参画の視点に立った学習機会の充実が求められます。

基本方針1 性別役割分担意識や無意識の思い込みの解消

性別による固定的な役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に向けて、若い世代から高齢者までさまざまな世代の町民に対し、多様な媒体や機会を活用した情報発信と意識啓発を行います。

施策の方向

① あらゆる人や場面に向けた男女共同参画意識の啓発			★重点★
事業 No.	事業名	活動目標	担当課
	主な取組内容		
1	男女共同参画に関する講座の開催等 男女共同参画社会の実現に向けた講座開催や啓発活動を行います。	受講者等啓発者数 年 40 人以上	企画空港課
2	町職員向け男女共同参画研修の実施 町職員に対し、男女共同参画社会の実現に向けた講座開催や啓発活動を行います。	年 1 回	企画空港課
3	男女共同参画関連図書の企画展の開催 図書館において「男女共同参画週間」や「女性に対する暴力をなくす運動」期間中における関連図書の企画展を開催します。	年 2 回	社会文化課 (図書館)

② 男女共同参画に関する情報収集と発信			
事業 No.	事業名	活動目標	担当課
	主な取組内容		
4	男女共同参画に関する調査等 男女共同参画に関し、町民や事業者などを対象に調査を実施します。	随時	企画空港課
5	広報紙やホームページ、SNS 等を活用した情報発信 広報紙や町ホームページ、SNS等を活用して男女共同参画に関する情報を発信します。	年 3 回以上	企画空港課

基本方針2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

教育・学習の場において、性別にとらわれず一人ひとりの個性と能力を大切にし、男女共同参画の視点に立った教育・保育を推進するとともに、教職員等への啓発、家庭や地域における男女共同参画に関する教育の充実を図ります。

施策の方向

③ 教育・保育における男女共同参画の推進			
事業 No.	事業名	活動目標	担当課
	主な取組内容		
6	保育士への意識啓発 一人ひとりの個性と能力を育む保育ができるよう、保育士への啓発を行います。	年1回以上	健康こども課
7	教職員への意識啓発 一人ひとりの個性と能力を育む指導ができるよう、教職員の意識向上を図ります。	年間を通じて実施	教育課
8	人権教育・道徳教育の充実 小中学校において、児童・生徒がお互いに尊重し、個を大切にする意識を醸成します。	年間を通じて実施	教育課
9	個を生かしたキャリア教育の推進 「キャリアパスポート」の活用や職場体験等を実施し、児童・生徒一人ひとりの興味・関心や能力に合わせたキャリア教育の充実を図ります。	小中学校で年1回	教育課

④ 家庭や地域における学習機会の充実			
事業 No.	事業名	活動目標	担当課
	主な取組内容		
10	ウェルカムベビークラスの開催 妊娠8か月頃の妊婦とその配偶者や家族が集まり、出産に向けての準備・産後の生活についての指導やお互いの情報共有（友達づくり含む）を行い、出産直後からのスムーズな子育てを支援します。	年5回	健康こども課
11	男女共同参画に関する生涯学習講座の開催 男女共同参画社会の実現に向けた生涯学習講座を開催します。	受講者数 年60名程度	社会文化課

指 標

指 標 名	実績値 2022(令和4)年度	目標値 2028(令和10)年度
固定的な性別役割分担意識に否定的な意見をもつ人の割合	男性 55.1% 女性 69.8%	男性 70% 女性 80%
思いやりの気持ちを持って友達に接しているかについて、『そう思う*』と回答した児童・生徒の割合 (「そう思う」と「ややそう思う」の合計)	小学生 96.2% 中学生 98.7%	小学生 98%以上 中学生 98%以上

基本目標Ⅱ

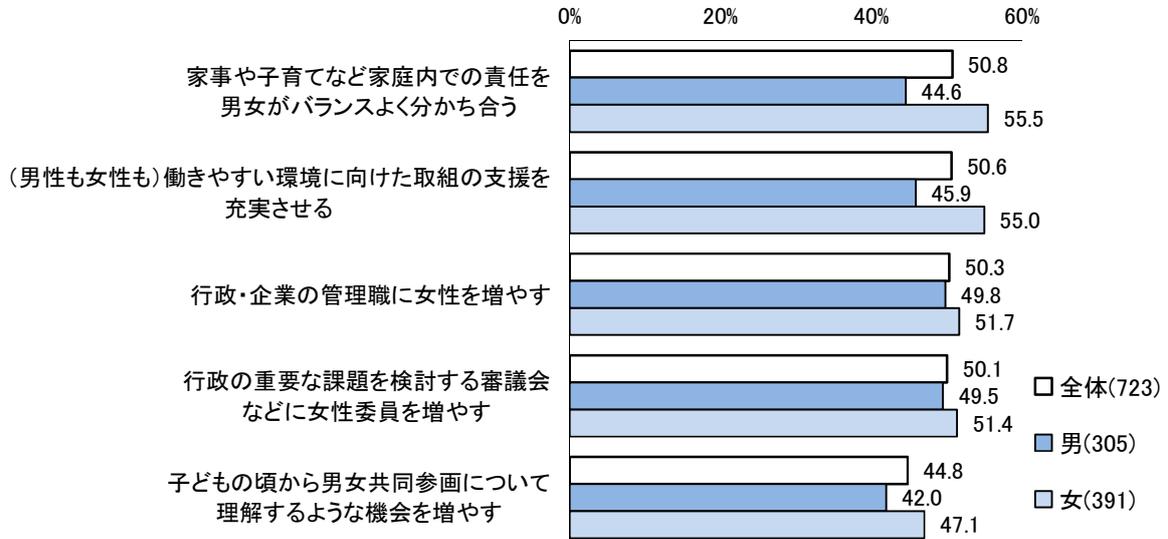
あらゆる分野において男女がともに活躍できる社会づくり

【女性活躍推進計画を含む】

【現状と課題】

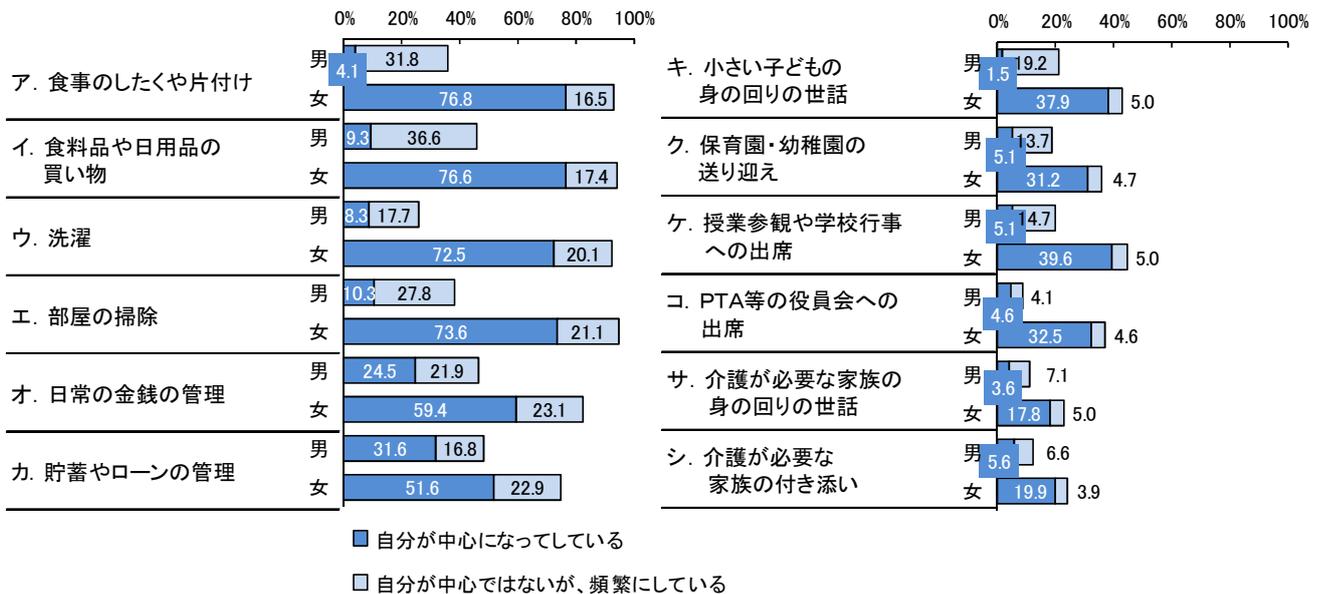
- ◆ 国は 2003（平成 15）年に「社会のあらゆる分野において、2020 年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも 30%程度となるよう期待する」との目標を掲げ、男女共同参画政策を推進してきましたが、現在においてもその目標は達成できておらず、特に政治・経済分野における取組の遅れが指摘されるなど、政策・方針決定過程における女性の参画は、今なお大きな課題となっています。
- ◆ 本町においては、第2次計画で審議会等委員への女性の登用割合を 2023（令和5）年度までに 30%とする目標値を定め登用の促進に努めましたが、2022（令和4）年度現在 19.4%と未達成であり、今後も継続してより一層の推進が求められます。
- ◆ 2015（平成 27）年8月に施行された「女性活躍推進法」は、少子高齢化による労働力不足などを背景に、女性の職業生活における活躍を推進するための法律です。本町では働く女性が多いことから、個人の能力を十分に発揮して職業生活において活躍できる社会づくりが求められます。
- ◆ 町民意識調査では、女性が政策・方針決定の場に進出するために必要なこととして、「家事や子育てなど家庭内での責任を男女がバランスよく分かち合う」や「（男性も女性も）働きやすい環境に向けた取組の支援を充実させる」との回答が特に女性で多くなっています。
一方で、家庭生活（家事・子育て・介護等）の役割分担については、すべての項目において、女性が中心になって行っている割合が高く、家庭内での役割分担については、依然として女性に偏りがある状況が見られます。
- ◆ 町では、特定事業主行動計画に基づいて、性別に関わらず個性と能力が十分に発揮できる職場環境づくりに取り組み、意欲と能力のある女性職員の管理職登用や男性職員の育児休業取得を推進しています。
- ◆ 女性が働きやすい環境は、すべての人が働きやすい環境へとつながることから、労働者や企業・事業者に向けた雇用環境や両立支援に関する啓発、女性の就労支援を行うことで、住民一人ひとりのワーク・ライフ・バランスの実現を目指します。あわせて、男性の育児休業取得の促進や子育て・介護に関する支援等を通じて、男性の家事・育児・介護への参画を促進します。

女性が政策・方針決定の場に進出するために必要なこと(上位5項目)【性別】



資料:「横芝光町男女共同参画に関するアンケート調査報告書」
2022(令和4)年度実施(町民意識調査)

家庭・育児・介護等の役割分担【性別】



資料:「横芝光町男女共同参画に関するアンケート調査報告書」
2022(令和4)年度実施(町民意識調査)

基本方針3 政策・方針決定過程への女性の参画促進

町政における意思決定過程に多様な視点を反映することができるよう、町職員における管理職や審議会等の委員において男女比に偏りが生じないように、積極的な女性の登用を行います。

施策の方向

⑤ 町政における女性の参画・登用の促進			★重点★
事業 No.	事業名	活動目標	担当課
	主な取組内容		
12	<p>町職員における女性管理職の登用促進</p> <p>「横芝光町特定事業主行動計画」に基づき、個々の実情に応じた人材育成を図りながら外部研修への積極的な参加を呼びかけ、意欲と能力のある女性を積極的に登用します。</p>	外部研修への参加 随時	総務課
13	<p>審議会等への女性の登用の促進</p> <p>審議会や委員会等への女性の登用向上に向け、庁内関係各課へ働きかけます。</p>	庁内周知の実施 年1回以上	企画空港課

基本方針4 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現

誰もが自らの希望に応じた働き方を選択し、ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭や地域生活との両立）が実現できるよう、男女がともに働きやすい職場環境の実現に向けて、仕事と家庭の両立支援制度や労働時間の短縮や柔軟な勤務制度導入など、商工会やハローワークなどの関係機関との連携による事業主への情報提供・啓発や働きかけを行います。

また、働きながら安心して出産・子育て、家族の介護等が行えるよう、多様なニーズに対応した保育・介護サービスの提供を推進します。

施策の方向

⑥ 男女がともに働きやすい職場環境の整備に向けた支援			
事業 No.	事業名	活動目標	担当課
	主な取組内容		
14	町職員に対するワーク・ライフ・バランス研修 職員一人ひとりがワーク・ライフ・バランス意識を持ち、充実した仕事と生活が送れるよう研修を実施します。	年1回	総務課
15	男女共同参画推進賛同事業所の増加 町商工会等の関係機関と連携し、事業所に対する支援を行い男女共同参画推進賛同事業所の増加を図ります。	年1事業所以上	企画空港課
16	事業所へのワーク・ライフ・バランスに関する情報提供 町商工会と協力して、事業所に対しワーク・ライフ・バランスや働きやすい職場環境に関する情報提供をします。	年2回	産業課

⑦ 仕事と育児・介護等の両立支援の充実			
事業 No.	事業名	活動目標	担当課
	主な取組内容		
17	<p>介護サービス関連情報提供の充実</p> <p>地域包括支援センターの機能強化を推進し、介護者の適切な負担軽減を図れるよう適切な相談体制及び情報提供を行います。</p>	<p>研修への参加 年 15 回</p>	福祉課
18	<p>認知症総合支援(認知症サポーター養成講座の開催)</p> <p>認知症の正しい知識の普及・啓発を図るとともに地域での支え合い、温かい見守り体制づくりを進めます。</p>	<p>講座開催数 年 10 回</p>	福祉課
19	<p>障害のある子どもの放課後等の居場所づくり</p> <p>放課後デイサービス等の施設において、学齢期の児童に対し、放課後又は休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を提供します。</p>	<p>提供事業所数 3ヶ所</p>	福祉課
20	<p>子育て支援サービスの充実</p> <p>妊娠・出産・産後・子育てに関するさまざまな相談や切れ目のない支援の充実を図ります。また、子育て支援情報アプリ（よこぴか子育て支援情報アプリ）を利用し情報発信を行います。</p>	<p>妊娠・産後のアンケートと全員面接 アプリの利用率の増加</p>	健康子ども課
21	<p>保育サービスの充実</p> <p>保護者が安心して就労できるよう、地域子ども・子育て支援事業の充実を図り、仕事と子育ての両立を支援します。</p>	<p>保育所(園)及び認定子ども園における地域子育て支援拠点実施数 1か所 一時預かり実施数 1か所 延長保育実施数 6か所 病児保育実施数 1か所</p>	健康子ども課
22	<p>児童クラブの充実</p> <p>保育内容の更なる充実を図るため、放課後児童クラブ支援員の資質の向上を目指します。</p>	<p>支援員研修の参加 年 2 回以上</p>	健康子ども課

⑧ 男性の家事・育児・介護等への参画の促進			★重点★
事業 No.	事業名	活動目標	担当課
	主な取組内容		
23	町男性職員の育児休業の取得促進 「横芝光町特定事業主行動計画」に基づき、育児休業が取得しやすい環境の整備を図りながら育児休業の取得を積極的に促進します。	随時提供	総務課
24	男性の家事等への参画の理解の促進 講座の開催やチラシの配布等の情報発信・啓発により、男性の家事・育児・介護等への参画を促進します。	受講者数 年 20 人以上	企画空港課
25	家族介護者への支援 家族介護者の交流の場を設け、不安の解消や相談支援につなげます。	年 1 回	福祉課
26	父子健康手帳の交付 妊娠届出時に父子健康手帳を配布し、妊娠期から男性の家事・育児の推進について周知を行います。	妊娠期の面談で 配付	健康こども課
27	ウェルカムベビークラスへの父親の参加促進 妊娠 8 か月頃にウェルカムベビークラスに父親の参加を促し、出産・育児に向けての知識の普及や家庭への支援を行います。	年 5 回	健康こども課

基本方針5 あらゆる分野での男女共同参画・女性活躍の推進

女性がライフプランに応じた働き方を実現することができるよう、就業や再就職等に関する相談支援からキャリア形成に向けた支援を行うことで、女性のチャレンジを支援します。

自営の商工業や農業においては、女性が重要な担い手であり、地域の活性化においても大きな役割を果たしています。経営や方針決定過程に参画し、担い手として十分に評価されるよう、就業条件の整備や就業環境のパートナーシップの確立について働きかけを行います。

少子高齢化の進行と社会の急激な変化とともに、地域活動のあり方も大きく変わっています。地域の実情に応じてあらゆる世代が地域活動に関わることができるよう、取組を支援します。

施策の方向

⑨ 女性のチャレンジ支援		★重点★	
事業No.	事業名	活動目標	担当課
	主な取組内容		
28	女性の就業に向けた講座等の開催 女性の職業生活における活躍を推進するため女性の就業に向けたスキルの取得等を支援する講座等を開催します。	年1回	企画空港課
29	就労を希望する女性への就職支援 就労を希望する女性へ向けて近隣市町と共催でセミナーの開催や、情報提供をします。	受講者数 年2人程度	産業課

⑩ 自営業や農業における男女共同参画の推進			
事業No.	事業名	活動目標	担当課
	主な取組内容		
30	家族経営協定、就業規定等の締結等の支援 男女がともに働きやすい営農環境の実現に向けて、経営の方針や家族一人ひとりの役割、就業条件・就業環境についての取り決めの締結等を支援します。また、締結された協定の適切な見直しについての啓発を行います。	5 農業経営体支援	産業課
31	創業の支援 町商工会と協力しての起業を検討している方への講座開催や啓発活動を行います。	受講者数 5人	産業課

⑪ 地域活動における男女共同参画の推進

事業 No.	事業名	活動目標	担当課
	主な取組内容		
32	地域コミュニティ活動団体への支援 地域コミュニティ活動団体への支援を行い、多様な人の活動への参加を促進します。	年 5 団体	企画空港課
33	ボランティア活動の強化と促進 地域活動に参画する機会を充実させるため、ボランティア会員の増員を目指すとともに活動の強化を図ります。	ボランティア養成講座 年 2 回	福祉課(社会福祉協議会)
34	地域活動への紹介や広報啓発の実施 地域活動への参画を推進するため、広報紙やホームページ等により活動の情報を提供し、周知を図ります。	広報紙やホームページへの掲載 年各 4 回	福祉課(社会福祉協議会)
35	シニア世代の地域活動と社会参加の促進 シニア世代の能力と経験を活かした社会参加組織である生き生きクラブ等への活動支援を行います。	年間活動状況の把握及び支援 38 組織	福祉課(社会福祉協議会)

指 標

指 標 名	実績値 2022(令和4)年度	目標値 2028(令和10)年度
女性管理職員※(行政職)の割合 ※副課長、主幹級以上	8.16%	30%
各種審議会などの女性委員の割合	19.4%	40%
男性職員の育児休業取得率	0%	85%
家族経営協定新規締結数(計画期間累計)	—	5件
自治会長における女性の割合	3.4% (3人/89人)	10%

基本目標Ⅲ

一人ひとりの人権が尊重され、安全・安心に暮らせる
まちづくり

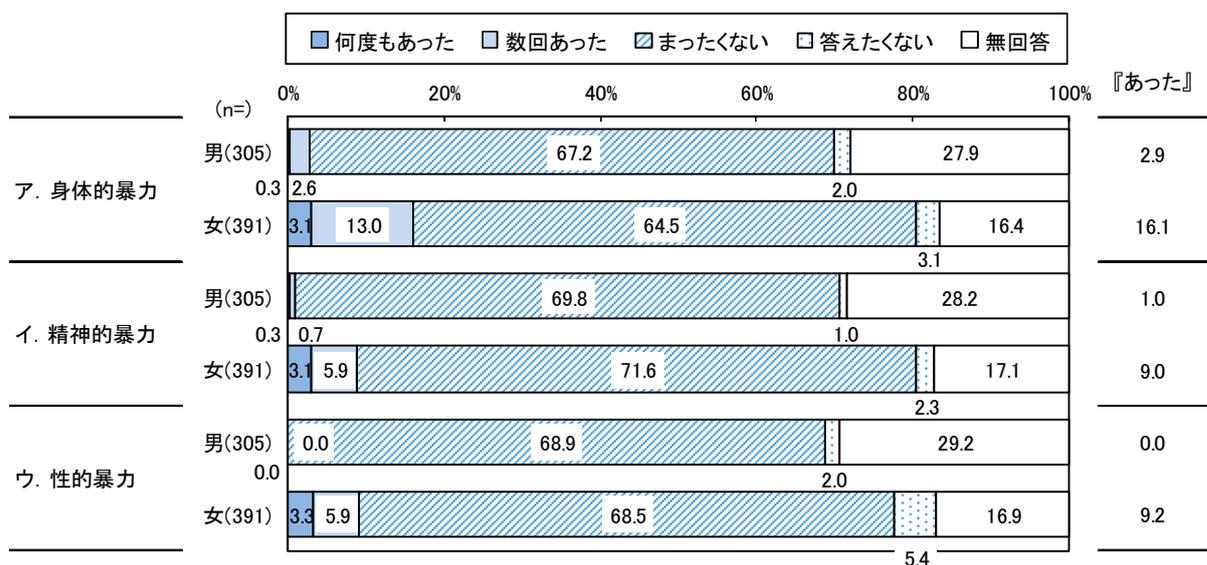
【DV防止基本計画を含む】

【現状と課題】

- ◆ 暴力は、個人の人権に対する最大の侵害であり決して許される行為ではありません。町民意識調査では、配偶者やパートナーから身体的暴力を受けたことがあったとの回答は、女性が16.1%、男性が2.9%でした。そうした配偶者等からの暴力（DV）を経験した人のうち、約6割は「相談できなかった」「相談しようと思わなかった」としています。
- ◆ DVや性暴力・性犯罪及び各種ハラスメントは、被害者本人からの訴えがないと、支援につながらず、問題が潜在化・長期化しやすい傾向があります。DVについては、同時に同居している子どもへの虐待が行われている場合も多く、子どもの心身の成長や人格形成に重大な影響を及ぼすことが懸念されます。相談の形態が複雑化・多様化している現状を踏まえ、庁内の関係各課、警察や地域配偶者暴力相談支援センターをはじめとする関係機関との連携を強化し、被害者の自立を支援する必要があります。
- ◆ 近年、日本の各地では、毎年のように大きな自然災害が発生しており、地域住民の防災意識は高まっています。東日本大震災をはじめとするこれまでの災害においては、さまざまな意思決定過程への女性の参画が十分に確保されず、女性と男性のニーズの違いなどが配慮されないといった課題が生じました。そうした課題を受け、国においては、2020（令和2）年5月に「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」が公表され、防災に関する政策・方針決定過程への女性の参画を進めることや避難所運営や自主防災組織において女性の視点を活かした取組を行うことが求められています。
- ◆ 男女が互いの身体的特質を十分に理解し合い、人権を尊重しながら相手に対する思いやりをもって生きていくことは、男女共同参画社会を実現する上で重要です。特に女性は、妊娠・出産などライフステージごとに男性とは異なる健康上の問題に直面することがあるため、その健康づくりを支援し、安心して子どもを産み育てていくことができる環境づくりが必要となっています。
- ◆ 全国的に、男女の雇用形態や出産・子育てを経た就労継続の差等を背景として、女性はより貧困等の生活上の困難に陥りやすいと言われています。国の男女共同参画白書においても、子どもを養育することが多い女性のひとり親世帯や高齢女性の単独世帯で経済的な困難を抱える割合が高いことが指摘されています。

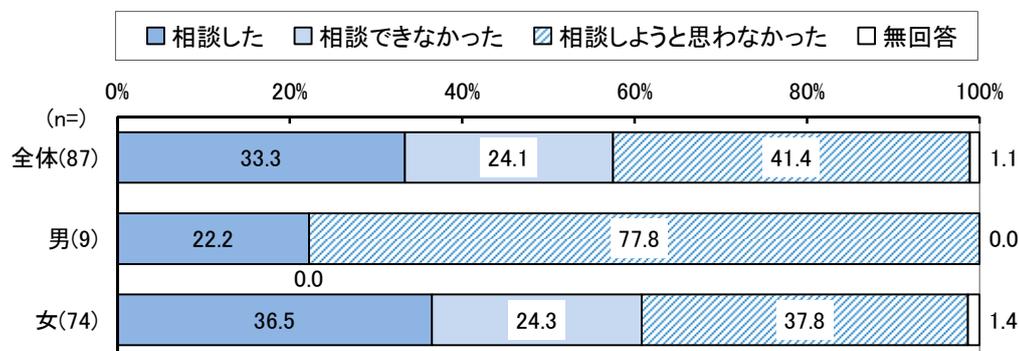
- ◆ 町民意識調査においても、自分の老後について不安に思うこととして、「健康のこと」や「生活費のこと」が特に多くあげられています。少子高齢化の進行により、ひとり暮らしの高齢者が増加し、人間関係の希薄化を背景に地域での孤立が懸念されることから、住み慣れた地域で、健康に自分らしくいきいきとした生活が送れるよう、きめ細かい支援を行う必要があります。
- ◆ ひとり親世帯や障害があつたりや高齢であること、外国人であること等を理由に社会的困難を抱えている場合、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見を背景に、複合的な困難を抱えることがないように、配慮した上で支援することが重要となっています。

DVを受けた経験【性別】



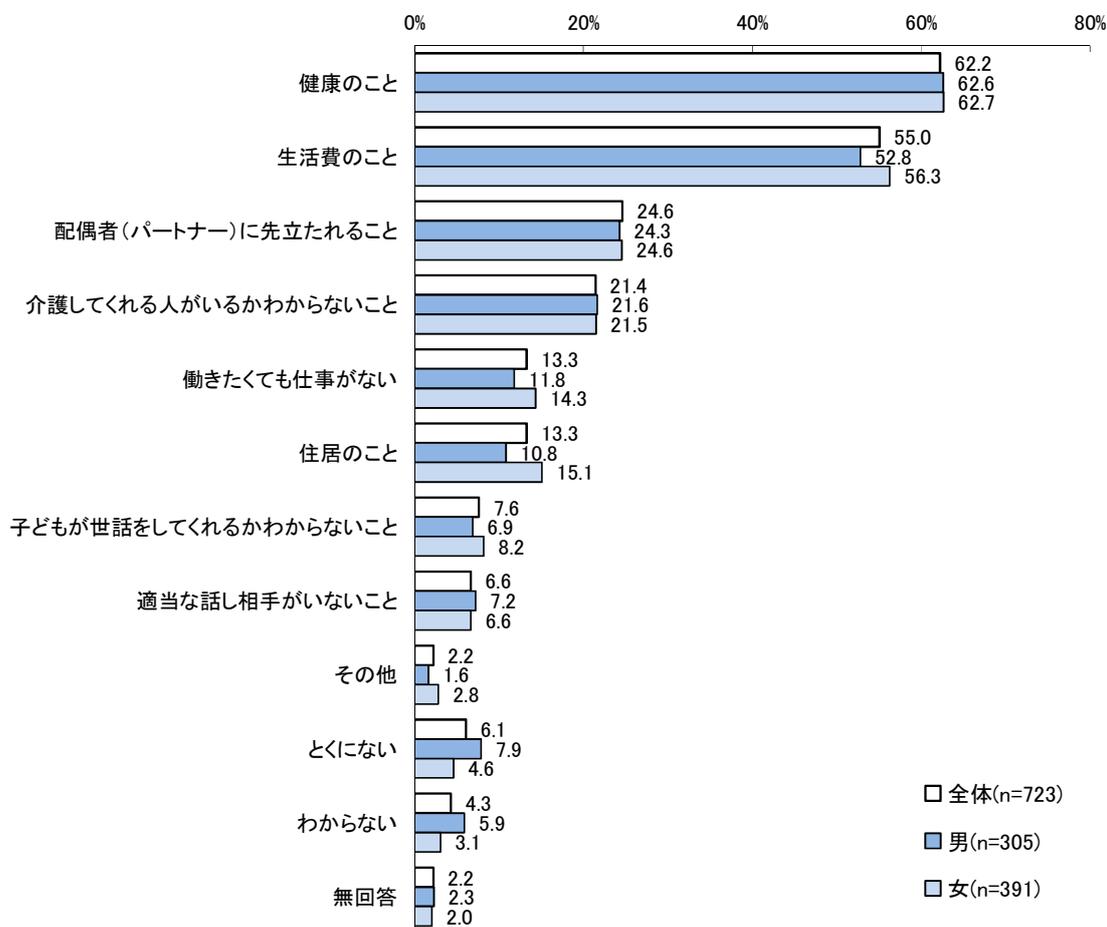
資料:「横芝光町男女共同参画に関するアンケート調査報告書」
2022(令和4)年度実施(町民意識調査)

DVの相談状況【性別】



資料:「横芝光町男女共同参画に関するアンケート調査報告書」
2022(令和4)年度実施(町民意識調査)

自分の老後について不安に思うこと【性別】



資料:「横芝光町男女共同参画に関するアンケート調査報告書」
2022(令和4)年度実施(町民意識調査)

基本方針6 あらゆる暴力の根絶と人権の尊重

暴力は重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を実現する上で克服すべき重要な課題のひとつとなっています。

DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。DV防止対策については、被害者・加害者にならないための啓発に努めるとともに、DV被害が深刻化する前に支援につなぐことができるよう、相談窓口を周知するとともに、関係機関と連携した相談体制の充実をはじめ、被害者の保護・自立に向けた支援を行います。

合わせて、セクシュアル・ハラスメントをはじめ、パワー・ハラスメントなどの各種ハラスメントの防止に向けた情報提供や安心して相談できる体制づくりに努めます。

施策の方向

⑫ 人権尊重と暴力防止の意識づくり			
事業No.	事業名	活動目標	担当課
	主な取組内容		
36	人権尊重の意識づくり 人権に関する啓発活動を行います。	年2回	住民課
37	小学生に向けた人権尊重の意識づくり 町内各小学校で人権教室を実施します。	町内全校	住民課
38	DVIに関する啓発 広報紙やホームページ、パンフレット・ポスター掲示等により、周知を図ります。	年1回以上	福祉課
39	「女性に対する暴力をなくす運動」期間中におけるDV防止に関する意識啓発 DVは人権侵害であることを周知するため、「女性に対する暴力をなくす運動」月間にDV防止啓発を実施します。	年1回	福祉課
40	若年層へのデートDVIに関する意識啓発 パンフレットの配布及びポスター掲示により、周知を図ります。	年1回以上	福祉課
41	児童虐待防止に関する啓発 広報紙やホームページ掲載、各戸回覧やパンフレット、ポスター等の掲示により周知を図ります。	児童虐待防止推進 月間(11月) 年1回	健康こども課

⑬ DV・児童虐待等の被害者に向けた相談・支援体制の充実			★重点★
事業 No.	事業名	活動目標	担当課
	主な取組内容		
42	<p>DVに関する相談窓口の充実</p> <p>相談窓口を周知するとともに、DV被害者に利用可能な各種制度等の情報を提供し、問題解決と被害者の自立支援をはかります。</p>	<p>DV相談カード 配置枚数 年200枚以上</p>	福祉課
43	<p>DV相談職員の相談技術の向上</p> <p>国・県関係機関が開催する研修等に積極的に参加し、職員の資質や相談技術の向上を図ります。</p>	<p>DVに関する研修 への参加 年3回以上</p>	福祉課
44	<p>DV被害者の緊急避難支援</p> <p>地域配偶者暴力相談支援センター（県健康福祉センター）、女性サポートセンター、警察、母子生活支援施設、中核地域生活支援センター等関係機関との連携を強化し、被害者に適切な支援を行うとともに、状況に応じた緊急避難支援を行います。</p>	<p>DV被害者支援の ための連絡会議で の情報共有 年1回</p>	福祉課
45	<p>DV被害に係る関係機関との連携</p> <p>DV被害者に対し迅速・適切に対応するため、関係機関と情報を共有しながら連携し、体制強化を図ります。</p>	<p>関係機関との情報 連携 随時</p>	福祉課
46	<p>生徒指導委員会の実施</p> <p>生徒指導委員会を開催し、関係機関と連携して児童・生徒の支援体制の充実を図ります。</p>	<p>年3回</p>	教育課
47	<p>子育て世代を対象とした相談事業の実施</p> <p>子育て世代を対象に、家庭教育や子育てに関する相談窓口の充実を図ります。</p>	<p>週2回</p>	教育課
48	<p>DV・児童虐待等相談支援体制の強化</p> <p>こども家庭センターの要件である統括支援員の確保に努めるとともに、専門職員を配置し相談支援体制の充実を図ります。</p>	<p>こども家庭センタ ーの設置</p>	健康こども課
49	<p>DV・児童虐待担当職員の相談技術の向上</p> <p>国や県が開催する研修等に参加し、担当職員の資質や相談技術の向上を図ります。</p>	<p>研修への参加 年4回以上</p>	健康こども課

⑭ ハラスメント防止対策の推進

事業 No.	事業名	活動目標	担当課
	主な取組内容		
50	町職員への各種ハラスメント防止に関する啓発・研修 職員一人ひとりがハラスメントに対する基礎知識を持ち、職場内でのハラスメント等の防止に関する情報の提供及び研修を実施します。	随時提供 研修 年1回	総務課
51	事業所への各種ハラスメント防止に関する情報提供 町商工会と協力して事業所へ、ハラスメント防止に関する情報提供をします。	年2回	産業課
52	学校におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止 各小中学校におけるセクシュアル・ハラスメントに関する相談窓口の周知や教職員の共通理解を図ります。	年間を通じて実施	教育課

基本方針7 防災分野における男女共同参画の推進

男女共同参画の視点に立った防災体制を整備するため、防災の方針決定の場である防災会議や避難所運営・自主防災活動における女性の参画を促進します。

施策の方向

⑮ 男女共同参画の視点を活かした防災対策の推進			
事業 No.	事業名	活動目標	担当課
	主な取組内容		
53	防災分野への女性の参画 地域防災計画の改定等において、内容を審議する防災会議委員のうち、女性委員の登用の拡充を目指します。	防災分野における 女性人材発掘 (随時)	環境防災課
54	避難所運営における男女共同参画の促進 避難所における女性の視点を取り入れた運営体制を構築するため、町女性職員の参画を図り、協議及び訓練を計画します。	年1回	環境防災課
55	自主防災活動への支援と参画促進 地域自主防災組織について、女性の視点を取り入れた運営体制を構築することを支援し、女性の参画を図ります。	自主防災組織新規 設立の支援 1団体以上	環境防災課

基本方針8 生涯を通じた健康づくりに向けた支援

男性と女性では異なる身体的特性があり、性差に応じた健康課題があることから、心身の大きな変化が生じる若い世代に向けた健康教育やそれぞれの性に特有のがん予防に向けた各種の取組の推進により、生涯を通じた健康づくりを支援します。

また、妊娠・出産・子育て期までの切れ目のない母子保健・子育て支援サービスの充実により、安心して妊娠・出産できる環境づくりを推進します。

施策の方向

⑩ 生涯にわたる性差に応じた健康への支援			
事業 No.	事業名	活動目標	担当課
	主な取組内容		
56	思春期教育の実施 生涯を通じた心身の健康増進を図るため、中学生を対象に思春期のからだや心の変化、命の大切さについて学ぶ思春期教育を実施します。	各中学校 年1回	健康こども課
57	HPV ワクチンの接種勧奨 HPV ワクチンの周知をします。 定期接種対象者へ個別通知を行います。	町広報紙 1回 公式ホームページ 1回 個別通知 年1回	健康こども課
58	女性特有のがん予防に向けた健康支援(検診・ワクチン接種) 乳がんや子宮頸がんなど女性特有のがんの集団検診・個別検診を実施します。また、満21歳を迎える方を対象に、子宮頸がん検診の無料クーポン券を配布します。	集団検診・個別検診の周知 子宮頸がん検診無料 クーポン券の配付 年1回	健康こども課
59	性差に応じた健康支援の推進(前立腺がん検診・骨粗しょう症検診等) 住民健(検)診において、前立腺がん検診や骨粗しょう症検診など性差に応じた検診を実施します。	各種検診の周知 町広報紙 1回 公式ホームページ 1回 各世帯に検診案内 パンフレットの配布	健康こども課

⑰ 妊娠・出産・子育てへの切れ目のない支援			
事業 No.	事業名	活動目標	担当課
	主な取組内容		
60	産後ケア事業の推進 出産を終えた母親が身体の回復と心理的な安定が図れるよう、助産師による専門的な支援を宿泊型、訪問型、デイケア型により行います。	妊娠届出時・妊娠 8か月児アンケート時・出産後面接 時で個別に周知	健康こども課
61	母子の健康管理の実施(妊婦子育て家庭への伴走型支援) 妊娠期から出産育児までの相談をワンストップで受け、ニーズに応じた必要な支援につなげます。	妊娠初期、妊娠後 期、出産後に全数 アンケート実施	健康こども課
62	妊活サポート事業の推進 不妊に悩む夫婦に対し、保険診療治療費等のうち自己負担分に対する一部助成を行います。	公式ホームページ に掲載(年1回)、 相談のあった方に 個別に案内	健康こども課

基本方針9 誰もが安心していきいきと暮らせる環境の整備

ひとり親家庭、高齢や障害、性的指向・性自認に関する事等を理由により困難を抱える方が、生涯を通じて安心して生活を送ることができるように環境づくりを推進します。また、外国人住民に対し、わかりやすい情報提供や交流機会の創出など、多文化共生を推進し、多様性を認め合うことのできる社会の実現を目指します。

施策の方向

⑱ ひとり親家庭への支援			
事業No.	事業名	活動目標	担当課
	主な取組内容		
63	ひとり親家庭に対する就労支援	年1回以上	健康こども課
	ハローワーク千葉と連携して、就労支援に関する臨時相談窓口をプラムに開設し、相談機会を設けます。		
64	ひとり親家庭に対する各種支援の周知	年2回以上	健康こども課
	母子・父子自立支援事業等各種支援制度について周知を図ります。		

⑲ 高齢者、障害のある人、外国人等への支援 ★重点★			
事業No.	事業名	活動目標	担当課
	主な取組内容		
65	元気☆はつらつ運動教室の開催	月4回開催	福祉課
	高齢者ができる限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援します。		
66	障害のある子どもの療育体制の充実	療育支援コーディネーター配置 1名	福祉課
	「香取海匝地域療育システムづくり検討会」を活用し、障害のある児童等の地域生活支援の促進を図ります。また、療育支援及び移行期の関係機関との連携を円滑に行うため、療育支援コーディネーターを増員して配置します。		
67	児童発達支援センターの整備	1か所設置	福祉課
	児童発達支援センターを整備し、地域の実情に応じた療育支援体制の強化を図ります。		
68	障害のある人の就労・社会参加機会の充実	山武圏域自立支援協議会就労部会への参加 年6回	福祉課
	障害のある人の就労を支援するため、障害者就業・生活支援センター、ハローワーク、福祉関係機関との連携強化を図り、相談や情報提供を通して、一般就労や福祉的就労等の機会の充実を図ります。		

事業 No.	事業名	活動目標	担当課
	主な取組内容		
69	<p>基幹相談支援センターの運営</p> <p>障害のある人からの相談に対し、きめ細かな対応ができるよう、専門職を配置した基幹相談支援センターを2022（令和4）年度に設置しています。山武地域内で情報連携を行い、広域間支援体制を構築します。</p>	連絡会議への参加 年2回	福祉課
70	<p>外国人住民への情報提供</p> <p>外国人住民に向けたわかりやすい情報提供を行います。</p>	広報紙やホームページへの掲載 年1回以上	企画空港課
71	<p>LGBT に対する理解の促進</p> <p>性の多様性など LGBT（性的マイノリティ）に対する正しい理解の促進に向けた啓発を行います。</p>	広報紙やホームページへの掲載 年1回以上	企画空港課
72	<p>保健推進員活動の充実</p> <p>地域ぐるみの健康づくりを推進する保健推進員の育成に努め、地域における健康な暮らしを支援します。</p>	研修会 年2回実施	健康こども課

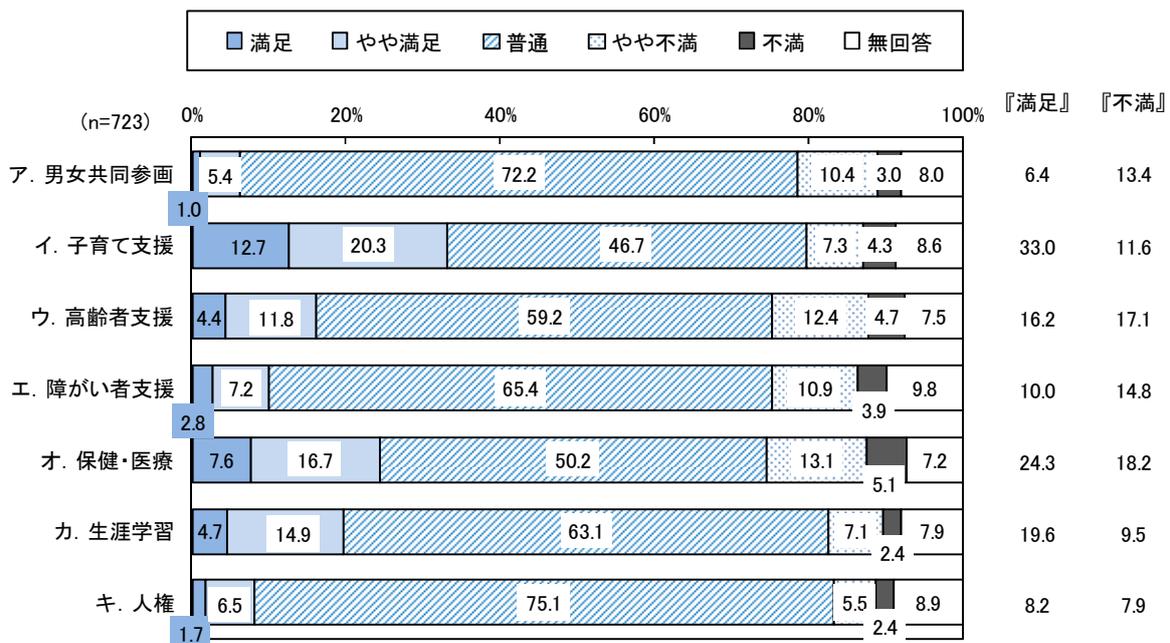
指 標

指 標 名	実績値 2022(令和4)年度	目標値 2028(令和10)年度
DVを経験した人のうち 受けた行為について相談した人の割合	33.3%	50%
地域防災会議における女性委員の割合	17.9% (5人/28人)	30%
女性特有のがん検診受診率	乳がん 44.6% 子宮頸がん 33.7%	40%以上

【現状と課題】

- ◆ 男女共同参画社会の実現に向けた施策は、人権、子育て、労働、福祉、教育など町政のあらゆる分野にわたります。本計画の推進にあたっては、町民、事業所、各種団体、行政が連携して広く地域社会において取り組むことが不可欠です。
- ◆ 町民・事業所・各種団体等の幅広い理解と協力のもと、男女共同参画施策について継続的に普及啓発を図るとともに、施策を進めていく上で必要な意見・情報交換を行い、国や県、近隣市町とも連携しながら各種施策を推進していきます。
- ◆ 町民意識調査では、男女共同参画に関する町の取組への満足度として、「普通」が72.2%で最も多く、『満足』との回答は6.4%にとどまります。

町の取組への満足度



資料:「横芝光町男女共同参画に関するアンケート調査報告書」
2022(令和4)年度実施(町民意識調査)

基本方針 10 推進体制の充実

男女共同参画社会の実現は、行政の取組だけで達成できるものではないため、町民をはじめ、町内の事業者や関連団体等との連携や協働により本計画の取組を推進していきます。

本計画の広範な分野にわたる施策を総合的かつ効果的に推進するため、すべての職員が男女共同参画・ジェンダー平等意識を持って業務を行うことを全庁的に促進するとともに、庁内の各担当課委員で構成される「男女共同参画計画検討委員会」において施策の推進や進捗管理、情報交換を行います。

また、学識経験者や町民等から構成される「横芝光町男女共同参画推進会議」を設置し、計画の進捗状況の報告と施策のあり方等について意見をうかがうことで、施策の評価と充実に努めます。さらに、国や県、近隣市町等の取組の動向を十分に踏まえ、より効果的な展開が図れるよう取り組んでいく必要があり、連携して本計画を推進していきます。

施策の方向

⑩ 庁内推進体制の強化			
事業 No.	事業名	活動目標	担当課
	主な取組内容		
73	計画の進捗管理 毎年度計画に位置づけた各事業の取組状況を推進会議に報告します。また、検討委員会を開催し、庁内の連携を図ります。	推進会議開催 年1回 検討委員会開催 年2回	企画空港課
⑪ 町民や企業・団体との連携			
事業 No.	事業名	活動目標	担当課
	主な取組内容		
74	男女共同参画推進会議への町民や企業・団体の参画委員の登用にあたっては、町民からの公募委員や企業・団体からの推薦委員の参画を促進し、多様な意見を反映します。	任期に併せ公募の実施	企画空港課

② 国・県・近隣市町等との連携

事業 No.	事業名	活動目標	担当課
	主な取組内容		
75	<p>国・県・他市町村との連携</p> <p>研修会や会議へ参加し、情報交換を行い、より効果的な施策を展開します。</p> <p>千葉県男女共同参画地域推進員と連携し、啓発活動を実施します。</p>	<p>会議等参加と 事業実施 年3回以上</p>	<p>企画空港課</p>

指標

指標名	実績値 2022(令和4)年度	目標値 2028(令和10)年度
<p>男女共同参画に対する住民満足度 (『満足』や『普通』の増加、『不満』の減少)</p>	78.6%	80%以上

資料

1. 第3次横芝光町男女共同参画計画の策定経過

日程	会議等	内容
令和4年7～12月	—	<ul style="list-style-type: none"> ・横芝光町男女共同参画アンケートの実施 ①町民意識調査 <ul style="list-style-type: none"> ・対象：町在住 16 歳以上の男女 2,000 名を無作為抽出 ・回収率：36.2%（回収数：723 件） ②町内企業実態調査 <ul style="list-style-type: none"> ・対象：町内事業者より 176 社を無作為抽出（従業員数 5 名以上） ・回収率：34.1%（回収数：60 件） ③職員意識調査 <ul style="list-style-type: none"> ・対象：全職員 217 名 ・回収率：62.2%（回収数：135 件）
令和5年6月27日	令和5年度検討委員会（第1回）	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次計画の取組状況について・アンケートの結果について ・第2次計画の課題の整理について ・第3次計画の策定方針について
令和5年7月20日	令和5年度検討委員会（第2回）	
令和5年8月2日	令和5年度推進会議（第1回）	
令和5年8月	—	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート結果の公表
令和5年8月下旬～10月上旬	グループヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> ・町内の各種団体（5 団体）を対象に、グループヒアリングを実施
令和5年9月22日	令和5年度検討委員会（第3回）	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次計画の取組状況から見えた課題と第3次計画の施策体系について ・第3次計画の骨子（案）について
令和5年10月5日	令和5年度推進会議（第2回）	
令和5年12月4日	令和5年度検討委員会（第4回）	<ul style="list-style-type: none"> ・第3次計画の素案について
令和5年12月19日	令和5年度推進会議（第3回）	
令和5年12月28日～令和6年1月26日	パブリックコメント実施	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメント募集（意見なし）
令和6年2月2日	令和5年度検討委員会（第5回）	<ul style="list-style-type: none"> ・第3次計画最終案提示
令和6年3月6日	令和5年度推進会議（第4回）	
令和6年3月	—	<ul style="list-style-type: none"> ・第3次計画策定

2. 横芝光町男女共同参画計画推進会議委員名簿

令和6(2024)年3月現在 敬称略

氏名	所属等	備考
小川 真理子	千葉県総合企画部男女共同参画課長	
伊藤 清美	千葉県男女共同参画地域推進員	
石川 真由美	千葉県男女共同参画地域推進員	
押尾 芳江	千葉県農山漁村いきいきアドバイザー	
土屋 喜久雄	横芝光町人権擁護委員	
鵜澤 智育子	横芝光町人権擁護委員	
齊藤 みち子	横芝光町婦人会代表	
佐久間 幸子	横芝光町保健推進員代表	
伊藤 肇	横芝光町商工会青年部長	
川島 富士子	横芝光町議会議員(総務経済常任委員会委員長)	会長
秋鹿 幹夫	横芝光町議会議員(民生文教常任委員会委員長)	副会長
實川 勝之	横芝光町内大規模営農法人経営者代表	
五木田 和代	一般公募	
島田 裕矢	横芝光町商工会雇用管理協議会事務局	
椎名 千早	光町保育園長	

3. 用語解説

No. 初出P	用語	説明
*1 P1	男女共同参画社会	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会のこと。
*2 P2	ジェンダー平等	性別に関わらず、平等に責任や権利や機会を分かち合い、あらゆる物事を一緒に決めてゆくこと。
*3 P2	ジェンダー・ギャップ指数	世界経済フォーラムが毎年公表する、世界各国の男女格差を国別のランキングで、「経済」「教育」「健康」「政治」の4つの分野のデータからなる指数から算出される。2006年から公表しており、日本の順位は、先進国中最低レベル、多くの発展途上国よりも低い順位となっている。
*4 P4	LGBT理解増進法	正式名称は「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」であり、性的指向や性自認の多様性に関する施策の推進に向けて、基本理念を定めるもの。
*5 P4	困難女性支援法	正式名称は「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」であり、性被害や家庭の状況等のさまざまな事情により日常生活や社会生活を送る上で困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進する法律。対象は年齢、障害の有無、国籍等を問わないものとされる。
*6 P13	M字カーブ	女性の年齢別に見る労働力人口の割合をグラフで示した場合、アルファベットの「M」に似た曲線を描くことからついた言葉。少し前まで、女性の労働力率は、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇することが一般的だった。
*7 P17	ワーク・ライフ・バランス	仕事と仕事以外の生活（家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など）が、希望するバランスで展開できる状態。「仕事の充実」と「仕事以外の充実」のバランスが保たれると、好循環をもたらし、多様性に富んだ活力ある社会を創出するため、その基盤として極めて重要とされる。
*8 P20	ドメスティック・バイオレンス(DV)	配偶者・パートナー関係にある、又はあった者から振るわれる暴力をいい、身体的暴力に限らず、精神的、経済的、性的等あらゆる形の暴力が含まれる。

No. 初出P	用語	説明
*9 P29	セクシュアル・ハラスメント	「性的嫌がらせ」をいう。相手側の意に反した性的な性質の言動のことで、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的な噂の流布、多くの人の目に触れる場へのわいせつな写真の掲示などさまざまなものが含まれる。特に雇用の場においては、これにより就業環境を著しく悪化させることがある。また、単に雇用関係にある者のみならず、施設における職員とその利用者の間や団体における構成員間など、多様な生活の場で起こりうる。
*10 P29	パワー・ハラスメント	職権などのパワーを背景にして、本来の業務の範ちゅうを超えて、継続的に人格と尊厳を侵害する言動を行い、就業者の働く関係を悪化させ、あるいは雇用不安を与えること。
*11 P30	無意識の思い込み (アンコンシャス・バイアス)	自分自身は気づいていない「ものの見方やとらえ方のゆがみや偏り」をいい、自分自身では意識しづらく、ゆがみや偏りがあるとは認識していないため、「無意識の思い込み」と呼ばれる。 例えば「家事・育児は女性がするべきだ」、「男性は仕事をして家計を支えるべきだ」のようなものが該当する。
*12 P30	デートDV	若い世代に起きている恋人間の暴力をいい、身体的暴力に限らず、精神的、経済的、性的等あらゆる形の暴力が含まれる。
*13 P33	千葉県男女共同参画 地域推進員	地域の実情に通じ、男女共同参画の推進について熱意を有する町民を町が県に推薦し、県知事の委嘱を受けた地域推進員が、地域において県や町とのパイプ役となり、男女共同参画を推進する活動をしている

4. 関係法令

男女共同参画社会基本法

平成11年6月23日

法律第78号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第12条)

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第13条—第20条)

第3章 男女共同参画会議(第21条—第28条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内

において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- (4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

- (2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
 - 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
 - 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

(以下略)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成13年4月13日

法律第31号

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等（第2条の2・第2条の3）

第2章 配偶者暴力相談支援センター等（第3条—第5条）

第3章 被害者の保護（第6条—第9条の2）

第4章 保護命令（第10条—第22条）

第5章 雑則（第23条—第28条）

第5章の2 補則（第28条の2）

第6章 罰則（第29条・第30条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第1章 総則

（定義）

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第28条の2において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第5項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - (1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
 - (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
 - (3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - (3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
- (1) 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - (2) 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - (3) 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条、第8条の3及び第9条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - (4) 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - (5) 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - (6) 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第3号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第6条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和29年法律第162号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第8条の2 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第8条の3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

(保護命令)

第10条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第2号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻

が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第3号及び第4号並びに第18条第1項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第2号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

(1) 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

(2) 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

(1) 面会を要求すること。

(2) その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

(3) 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

(4) 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

(5) 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

(6) 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

(7) その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

(8) その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第12条第1項第3号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、そ

の同意がある場合に限る。

- 4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第4号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第11条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- (1) 申立人の住所又は居所の所在地
- (2) 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第12条 第10条第1項から第4項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- (1) 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- (2) 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- (3) 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- (4) 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- (5) 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第1号から第4号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治41年法律第53号）第58条の2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが2以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判

所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

- 4 前項の規定により第10条第1項第1号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第10条第1項第1号の規定による命令を取り消す場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第3項の規定は、第2項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

- 第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第1項第1号又は第2項から第4項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した後において、同条第1項第2号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して2週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。
- 2 前条第6項の規定は、第10条第1項第1号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
 - 3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前2項の場合について準用する。

(第10条第1項第2号の規定による命令の再度の申立て)

- 第18条 第10条第1項第2号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して2月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。
- 2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第1号、第2号及び第5号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第5号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第1号から第4号までに掲げる事項」とあるのは「同項第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方によっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成8年法律第109号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第5章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

(1) 第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次

号に掲げる費用を除く。)

- (2) 第3条第3項第3号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
- (3) 第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- (4) 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第4条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第1号及び第2号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。

- (1) 都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第3号及び第4号に掲げるもの
- (2) 市が前条第2項の規定により支弁した費用

第5章の2 補則

(この法律の準用)

第28条の2 第2条及び第1章の2から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	被害者	被害者(第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第6条第1項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第10条第1項から第4項まで、第11条第2項第2号、第12条第1項第1号から第4号まで及び第18条第1項	配偶者	第28条の2に規定する関係にある相手
第10条第1項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第28条の2に規定する関係を解消した場合

第6章 罰則

第29条 保護命令（前条において読み替えて準用する第10条第1項から第4項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 第12条第1項（第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第28条の2において読み替えて準用する第12条第1項（第28条の2において準用する第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。

（以下略）

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成 27 年 9 月 4 日

法律第 64 号

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 4 条)
- 第 2 章 基本方針等(第 5 条・第 6 条)
- 第 3 章 事業主行動計画等
 - 第 1 節 事業主行動計画策定指針(第 7 条)
 - 第 2 節 一般事業主行動計画等(第 8 条—第 1 8 条)
 - 第 3 節 特定事業主行動計画(第 1 9 条)
- 第 4 節 女性の職業選択に資する情報の公表(第 2 0 条・第 2 1 条)
- 第 4 章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置(第 2 2 条—第 2 9 条)
- 第 5 章 雑則(第 3 0 条—第 3 3 条)
- 第 6 章 罰則(第 3 4 条—第 3 9 条)

附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成 1 1 年法律第 7 8 号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第 2 条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第5条第1項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第4条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第2章 基本方針等

(基本方針)

第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- (2) 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- (3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第19条第1項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- (1) 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- (3) その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画等

（一般事業主行動計画の策定等）

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が100人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 計画期間
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- (3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が100人以下のものは、事業主行動計画策

定指針 に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第10条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第14条第1項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

- (1) 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- (2) この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- (3) 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第12条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第103号)第13条の2に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第78号)第29条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第13条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第8条第1項及び第7項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも1回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第14条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第10条第2項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第15条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第12条の認定を取り消すことができる。

- (1) 第11条の規定により第9条の認定を取り消すとき。
- (2) 第12条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- (3) 第13条第2項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- (4) 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- (5) 不正の手段により第12条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第16条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和22年法律第141号）第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第5条の3第1

項及び第4項、第5条の4第1項及び第2項、第5条の5、第39条、第41条第2項、第42条、第48条の3第1項、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第36条第2項及び第42条の2の規定の適用については、同法第36条第2項

中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の2中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第17条 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第18条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第3節 特定事業主行動計画

第19条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 計画期間

(2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

(3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも1回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第20条 第8条第1項に規定する一般事業主(常時雇用する労働者の数が300人を超えるものに限る。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

(1) その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

(2) その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第8条第1項に規定する一般事業主(前項に規定する一般事業主を除く。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

3 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第1項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第21条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

(1) その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

(2) その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第22条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第23条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第24条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

（啓発活動）

第25条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

第26条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（協議会）

第27条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第22条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第22条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- (1) 一般事業主の団体又はその連合団体
- (2) 学識経験者
- (3) その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前2項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第28条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第29条 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第30条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第7項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第31条 厚生労働大臣は、第20条第1項若しくは第2項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第8条第1項に規定する一般事業主又は第20条第3項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第8条第7項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第32条 第8条、第9条、第11条、第12条、第15条、第16条、第30条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第33条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰則

第34条 第16条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第22条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者
- (2) 第28条の規定に違反して秘密を漏らした者

第36条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第16条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- (2) 第16条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者

- (3) 第16条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

第37条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第10条第2項(第14条第2項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者
- (2) 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (3) 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは

は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

(4) 第16条第5項において準用する職業安定法第51条第1項の規定に違反して秘密を漏らした者

第38条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第34条、第36条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第39条 第30条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章（第7条を除く。）、第5章（第28条を除く。）及び第6章（第30条を除く。）の規定並びに附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

(この法律の失効)

第2条 この法律は、平成38年3月31日限り、その効力を失う。

2 第22条第3項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第4項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第28条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第3条 前条第2項から第4項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第4条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(以下略)

5. 横芝光町附属機関に関する条例

令和2年3月12日

条例第4号

(趣旨)

第1条 この条例は、法律又は条例に別の定めがあるものを除くほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、本町の執行機関の附属機関について、その設置、名称、担任する事務及び委員の定数等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 町長その他の執行機関に、別表に掲げる附属機関を設置し、同表に掲げる事務を所掌するものとする。

(委嘱等)

第3条 委員は、町長（教育委員会の附属機関にあっては、教育委員会。第6条において同じ。）が委嘱し、又は任命する。

2 委員の任期は、別表の任期の欄に定めるとおりとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任を妨げない。

(会長、副会長等)

第4条 附属機関に会長又は委員長（以下この条及び次条において単に「会長」という。）及び副会長又は副委員長（第3項において単に「副会長」という。）を置き、会長及び副会長は、委員の互選により定める。

2 会長は、附属機関を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。この場合において、副会長が2人以上あるときは、あらかじめ会長が定めた順序で、その職務を代理する。

(会議)

第5条 附属機関の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、関係者の会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は関係者に資料の提出を求めることができる。

5 前各項に定めるもののほか、会議の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(以下略)

別表（第2条、第3条） 抄

1 町長の附属機関

名称	担任する事務	組織	定数	構成	任期
横芝光町男女共同参画推進会議	次に掲げる事項について意見を述べ、必要な助言を行うこと。 (1) 男女共同参画計画の策定、推進及び効果検証に関すること。 (2) その他男女共同参画に必要な事項に関すること。	会長 副会長 委員	15人以内	(1) 学識経験者 (2) 関係団体の代表者 (3) 住民の代表者 (4) 前3号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者	2年

6. 横芝光町男女共同参画計画検討委員会要綱

(平成30年7月12日訓令第2号)

(設置)

第1条 男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第3項に規定する本町における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)の策定等に関し必要な事項を検討するため、横芝光町男女共同参画計画検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 男女共同参画計画の案の策定に関すること。
- (2) 男女共同参画計画に係る調査及び検討に関すること。
- (3) 男女共同参画計画の推進に関すること。
- (4) その他男女共同参画計画に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、各所属長の推薦のあった者をもって充てる。

(委員長)

第4条 委員長は、企画空港課長をもって充て、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、企画空港課において処理する。

(その他)

第7条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則 抄

この訓令は、公示の日から施行する。

(以下略)

第3次横芝光町男女共同参画計画

2024（令和6）年度～2028（令和10）年度

2024（令和6）年3月

発行

横芝光町企画空港課

〒289-1793

千葉県山武郡横芝光町宮川11902番地

電話：0479-84-1279

FAX：0479-84-2713